メッセージフロムエディター

○ 特集 2~39

第36回全国救護施設研究協議大会 報告

● 制度改革関係情報

40~42

キャッチボール

43

夜勤・宿直に関するアンケート調査結果

報告 報告

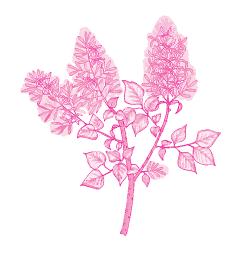
44~48

矯正施設退所者等の支援にかかる調査結果

○ ブロックだより

49~51

- · 北陸中部地区救護施設協議会
- ・近畿救護施設協議会
- 活動日誌(平成25年1月~3月) 52



Message from Editor

この一年を振り返って

総務・財政・広報委員/さつき荘 芦崎康彦

平成24年度、全国救護施設協議会は大西豊美新会長の下、船出しました。東日本大震災の復興が思うように進まず、前年度に震災の影響で延期を余儀なくされた第36回全国救護施設研究協議大会を、平成24年9月20日から21日にかけて、関東ブロックの静岡県浜松市で盛大に開催することができました。2年ぶりの大会開催に向けて、ご尽力いただきました地元・静岡ならびに関東ブロックの皆さまに深く感謝申しあげます。大会は「拡大する救護施設機能と期待に応えるために」をテーマに、基調報告、行政説明、分科会、特別講演、記念講演等により構成され、大変有意義な内容となりました。

また、今年度全救協では、東日本大震災における各地区・施設の対応等を踏まえ、全救協が各地区協議会・施設と一体となり、大規模震災に備えた取り組みや、震災時の対応等をまとめた「災害対応マニュアル」の策定を進めました。事業を所管する総務・財政・広報委員会では、難波朝重副会長を委員長とした作業委員会を設置し、マニュアルの策定に向けた検討を8月から進めてきました。マニュアルは本年3月の理事会で決定しており、4月の総会に報告されます。

大西会長が会長就任の挨拶の中で、生活困窮者への支援に積極的に関わっていくことが、我々救護施設の大きな使命であることを話されました。1月には社会保障審議会・生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会の報告書が示され、生活困窮者支援の新たな取り組みについて、その具体的な内容が示されました。全救協は、救護施設が取り組むべき生活困窮者支援について「行動指針」(案)にまとめ、4月の総会に諮ります。「行動指針」に示された取り組みを念頭に、社会福祉法人や救護施設としての役割をあらためて見つめ直しながら、社会のさまざまなニーズに応じた支援に取り組んでいくことが、救護施設の存在意義を高めることにつながると思います。

Special Report

【特集 】第36回全国救護施設研究協議大会報告 ─拡大する救護施設機能と期待に応えるために─

平成24年9月20日(木) ~ 21日(金)、静岡県浜松市のアクトシティ浜松を会場に、第36回全国救護施設研究協議大会が開催されました。全国から救護施設の関係者529名が集い、2日間にわたり熱心な討議が行われました。

第1日目は、開会式、永年勤続功労者表彰、基調報告、厚生労働省保護課による行政説明を 行った後、5つの分科会に分かれての実践報告・討議が行われました。

第2日目は、明治学院大学教授の新保美香氏より、「救護施設が果たすべき役割と職員に求められる視点」のテーマで特別講演をいただいた後、記念講演として静岡文化芸術大学学長の熊 倉功夫氏より、「日本の伝統文化」というテーマで、日本人の信仰や食文化、「花鳥風月」に込めた美意識などについて講演をいただきました。

本号の特集で2日間の大会の概要をご報告いたします。

日 程

9月20日(木)

9:30~10:00 開会式

開会宣言

主催者挨拶

永年勤続功労者表彰

来賓挨拶

10:00~10:45 基調報告

「拡大する救護施設機能と期待に応えるために」 全救協会長 大西豊美

11:00~12:00 行政説明

「生活保護の現状と課題」

厚生労働省社会·援護局保護課 課長補佐 川久保重之 氏

13:00~17:00 分科会

9月21日(金)

9:15~10:15 講演

「救護施設が果たすべき役割と職員に求められる視点」 明治学院大学 教授 新保美香 氏 10:30~11:50 記念講演

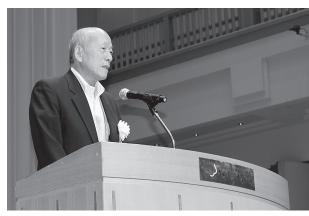
「日本の伝統文化し

静岡文化芸術大学 学長 熊倉功夫 氏

11:50~12:00 閉会式

次期開催地挨拶 (近畿地区)

閉会挨拶



開会宣言をする品川卓正大会実行委員長

開会式

主催者挨拶

全国救護施設協議会 会長 大西 豊美



平成24年全国救護施設研究協議会大会を、ここ静岡県浜松市で開催させていただき、全国より多数のご参加をいただきましたこと、まことに喜ばしく、心から御礼申しあげます。

本大会の開催にあたり、厚生労働省はじめ、ご地元の行政ならびに社会福祉協議会の皆さまに多大なご支援、ご指導を賜り、そのうえ公務ご多忙のなか、本開会式にご臨席を賜りまして、厚く御礼申しあげます。

本日は、113名の方が永年勤続者として表彰を受けられます。永年にわたり、施設利用者の方がたに献身的なサービスを提供していただきました。この間、何かとご苦労があったことと思いますが、これからも十分健康に留意され、なお一層のご活躍を祈念いたしております。

ご承知のとおり、生活保護受給者の増加により、厚生労働省では生活支援戦略を策定し、生活困窮者対策とともに、生活保護を総合的に見直す動きを加速するなど、私たち救護施設を取り巻く環境は極めて流動的になっています。救護施設の現状と今後の展望につきましては、このあとの私の基調報告のなかでお話をしたいと思いますが、ご当地、浜松には「やらまいか」(「やってみよう」の意)という言葉があると聞いています。生活困窮者の問題等についても、全救協として大いにチャレンジしたいと考えています。

2日間の短い日程ですが、どうか皆さま方の活発 な意見交換が行われ、充実した研修会になりますよ う、心からお祈り申しあげます。 終わりになりましたが、本大会の開催にあたりましては、関東地区救護施設協議会、とりわけ静岡県の皆さまには大変お世話になり、準備の段階から運営に至るまでいろいろとご苦労をおかけいたしました。おかげさまでこのような立派な大会を開催することができましたことを、あらためて厚く御礼申しあげ、まことに粗辞ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

全国社会福祉協議会 常務理事 川井 一心



第36回全国救護施設研究協議大会が、全国から多くの仲間が一堂に会して開催することとなりました。開催にあたりましては、厚生労働省、あるいは県・市の行政当局の皆さま、そして関東ブロックの皆さまの多大なるご協力をいただき、心から御礼を申しあげます。

リーマンショック以降の社会経済の状況は厳しく、生活保護受給者も210万人を超え、さらに増加をするというような状況にあります。加えて、地域の状況をみてみますと、社会の中でうまくマッチングすることができないという方がおり、あるいはいじめの問題、自殺の問題、さまざま問題が山積をしているような現状があります。そのなかで、皆さま方には大変ご苦労いただきながら従事いただいており、この機会に心から敬意を表しますとともに、感謝を申しあげたいと思います。

社会的困窮者の対策については、社会保障審議会のなかに特別部会を設けて議論が始まりました。また「生活支援戦略」中間まとめが示され、その具体的な中味の検討がいま進められています。生活保護制度の見直しを含めて、第二のセーフティネットを構築するということで、新しい立法も考えているというような話を聞いております。私ども社会福祉協

議会、あるいは社会福祉法人にとっては、挑戦しなければいけない問題が山積をしているということです。

私ども全社協では、全社協を構成している多くの皆さま方と議論をいたしまして、平成22年末に「全社協福祉ビジョン2011」をまとめました。これは、私たち全社協を構成する多くの皆さま方が、今後、地域のさまざまな問題について力を合わせてこの問題にチャレンジしていこうという宣言です。全社協としてはその後、政策委員会などで具体的な事業の進展の方法など議論をいたしていますが、私どもの構成メンバーである社協、民生委員、事業者である社会福祉法人、多くのボランティアやNPOの方がた、こういう皆さまと手を携えて、これから新しい道を切り拓いていかなければいけないと思っています。

そういう意味で救護施設の皆さま方にとっては、 施設を利用する方がたの社会への橋渡しを果たして いくということが大きな役割でありますが、同時に 地域で起きておりますさまざまな問題について深い 関心を寄せていただき、社会福祉法人が地域のため に何かできることはないか、という発想を持ち続け ていただきたいと思います。

全社協としても都道府県社協・市町村社協、そして社会福祉法人の皆さま方と議論をしながら、精一杯皆でスクラムを組み、がんばっていきたいと思っております。今後ともよろしくご理解とご支援をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、長い間ご尽力をいただき、 本日表彰を受けられる永年勤続功労者の皆さまに心 からお祝いを申しあげたいと思います。

この大会の成功と皆さま方の今後のご健康とご活躍を祈念いたしまして、簡単でございますがご挨拶ということにさせていただきます。

平成24年度救護施設永年勤続功労者表彰

開会式のなかで、今年度の救護施設永年勤続功労 者への表彰が行われました。

このたび受彰された113名の皆さまに、表彰状と 記念品が贈られました。



来賓挨拶

静岡県知事 川勝 平太氏

(代読:静岡県健康福祉部福祉長寿局長 大石 玲子氏)



本日、川勝知事が出席できませんので、知事の祝 辞を代読させていただきます。

第36回全国救護施設研究協議大会の開催にあたり、ひと言お祝いを申しあげます。

本日、全国救護施設研究協議大会が盛大に開催されますことをお慶び申しあげますとともに、全国からお越しいただきました皆さまを心から歓迎申しあげます。

皆さまには日頃から救護施設の円滑な運営とともに、高いご見識と情熱のもと、施設に入所されている方がたへのサービスの向上にご尽力をいただいておりますことに対し、深く敬意を表する次第であります。

また、永年にわたり社会福祉の推進に多大なご功績を上げられ、本日表彰を受けられました皆さまには、心からお祝いを申しあげますとともに、今後ますますご活躍されますことをご期待申しあげます。

さて生活困窮者の支援につきましては、本年7月に発表されました「生活支援戦略」(中間まとめ)において、生活困窮者支援体系の確立や生活保護制度の見直しの検討が進められているところであり、大きな変革の時期を迎えようとしております。また国民生活、最後のセーフティネットである生活保護制度をめぐっては、保護の水準や運用のあり方など、国民の関心や注目が高まっております。

こうしたなか、さまざまな障害のために独立して 日常生活を送ることが困難な方がたが、健康で安心 して生活するための施設である救護施設において も、入所者や地域社会へのニーズに応じた質の高い 支援が期待されているところであります。

今回、全国の救護施設の皆さまが一堂に会し、「拡大する救護施設機能と期待に応えるために」をテーマに議論されますことは、救護施設の方向性を検討するうえでまことに時宜を得たものであり、きわめて意義深いものであります。

今回ご参加の皆さま、相互の情報交換はもとより、 各分科会での活発なご議論により、実り多き大会に なりますよう、ご期待を申しあげます。

さて、静岡県には世界的な財産である富士山や心身を癒す温泉があり、新鮮な海の幸、山の幸など、219品目数で全国第1位と、地場の食材が豊富であります。当地、浜松市をはじめ、豊かな自然や歴史、風物に恵まれた静岡県の多くの魅力をご満喫していただければ幸いに思います。

むすびにあたり、全国救護施設協議会のますます のご発展と皆さまのご健勝、ご活躍を心からお祈り 申しあげまして、お祝いの言葉といたします。 浜松市長 鈴木 康友氏 (代読:副市長 古橋 利広 氏)



ご紹介にあずかりました浜松市の副市長の古橋と申します。本日は、鈴木市長が出席できないため、市長から預かりました祝辞をご紹介させていただきます。

第36回全国救護施設研究協議大会の開催にあたり、ひと言お祝いを申しあげます。

本日は関係の皆さま方のご臨席のもと、大会が盛 大に開催されますことに対しまして、心からお慶び 申しあげますとともに、遠路よりはるばるお越しの 皆さまに対し、開催市を代表し、心から歓迎申しあ げます。また、先ほど永年勤続功労者の表彰を受け られた皆さま方におかれましては、大変おめでとう ございます。皆さま方の永年にわたるご尽力とご功 績に対しまして、深く敬意を表するとともに、今後 ますますのご活躍をご期待申しあげます。

さて、リーマンショック以降、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者の問題が深刻化し、生活保護制度を巡るさまざまな課題が顕在化しております。本市におきましても生活保護受給者の増加とともに、稼働能力を有する、いわゆる、その他世帯とされる方がたが急増しており、これら受給者の自立は喫緊の課題であるため、弊市としてさまざまな就労支援の取り組みを実施しているところであります。また本市には生活保護施設として5か所の救護施設と1か所の宿所提供施設がございますが、それぞれの施設が居宅生活支援事業や通所訓練事業などに先進的に取り組んでおり、今回、「拡大する救護施設機能と期待に応えるために」をテーマとして、この浜松市で本大会が開催されますことは大変意義深いものでございます。

平成23年、弊市は明治44年の市制施行後、100年 という節目の年を迎え、平成24年は次の100年に向

かっての新たな一歩を踏み出したところでありま す。本市は四方を海、川、山、湖に囲まれているこ とからさまざまな観光資源があり、また徳川家康公 所縁の地として数多くの史跡もございます。

今回、本大会にご参加いただいております皆さま 方におかれましては、せっかくの機会でございます ので、ぜひ浜松の魅力をお楽しみいただければ幸い でございます。

むすびにあたり、全国救護施設研究協議大会のご 成功とご参加の皆さまのご健勝、ご活躍を祈念申し あげまして、祝辞とさせていただきます。

浜松市社会福祉協議会 会長 斉藤 行雄氏



本日は第36回全国救護施設研究協議大会が関係の 皆さま方のご出席のもとに、このように盛大に開催 されますことを心からお慶びを申しあげます。また、 全国からこの浜松市にお集まりいただきました皆さ まを心から歓迎申しあげます。

皆さま方におかれましては、平素から救護施設の 利用者に対する日常生活や、地域生活支援などを通 して、地域福祉の向上に大変なご尽力をされている ことに対しまして、深く敬意を表するものでござい ます。

また先ほどは永年にわたるご尽力とご功績に対し まして、永年勤続功労者表彰をお受けになられまし た皆さま方には、ご受賞を心からお慶び申しあげま すとともに、その豊富な知識と貴重な経験をもとに、 更なるご活躍をご期待申しあげる次第でございま す。

さて最近の社会・経済状況をみますと、長引く景 気の低迷からの回復が依然として進まず、生活困難 世帯の増加などにより、国民生活最後のセーフティ ネットである生活保護制度への関心と期待が高まっ てきております。そのなかで救護施設は身体や精神

に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活を送 るのが困難な人たちが、健康で安心して生活するこ とができる施設として、非常に大きな役割を果たし ております。また昨今はホームレス状態の人やDV の被害者といった、他の施設では受け入れが難しい 方への支援も求められるなど、その役割がますます 重要になってきているところでございます。

このようななかで、本日、「拡大する救護施設機 能と期待に応えるために」というテーマのもとに、 この大会が開催されますことはまことに有意義なこ とでございます。本大会を通じ、情報交換はもとよ り、各分科会での活発なご議論を期待申しあげ、実 り多き大会になりますようにお祈り申しあげる次第 でございます。

私ども浜松市社会福祉協議会といたしましても、 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目標 に、地域の支えあいによる地域福祉の推進に取り組 み、小地域を単位にした地区社会福祉協議会活動の 推進や福祉ボランティアの育成などに努めておりま

また東日本大震災を教訓に、災害時の対策や災害 ボランティアの養成、それから災害時の要援護者の 支援などの事業を地域の多くの方がたと連携して、 取り組みを行っているところでございますが、高齢 者人口の増加等から福祉ニーズは今後ますます増え ていくものと思われます。

今後におきましても、救護施設の皆さまとは共に 地域福祉の向上を目指すという、共通の目標をもっ て、お互いに一層の連携に努めてまいりたいと存じ ますので、どうか今後ともご協力のほどをお願い申 しあげる次第でございます。

むすびにあたりまして、全国救護施設研究協議大 会のご成功と皆さま方のご健勝、ご活躍を祈念申し あげまして、挨拶とさせていただきます。

本日は大会の開催、まことにおめでとうございます。

【基調報告】

全国救護施設協議会 会長 大西 豊美

はじめに

近年の社会経済環境の変化に伴って、経済的困窮や社会的孤立の状況に置かれた生活困窮者の問題が深刻になっています。また、平成23年の東日本大震災の被災地でも多くの方が住まいや職を失い、生活上のさまざまな困難に直面しています。

生活保護受給者の数は、平成23年7月に過去最高を更新して、その後も増加を続け、現在、210万人を超える状況となっています。生活保護を受給していない方でも、いわゆるワーキングプアと呼ばれる、低所得の状況にあって経済的困窮に直面する世帯も相当数あるものと推測されています。

こうした状況下にあって、わが国の生活困窮者の 支援体制や生活保護制度のあり方が大きく問われて います。政府は社会保障と税の一体改革のなかで、 貧困と格差対策として「重層的なセーフティネット の構築」を掲げ、就労支援の充実や低所得者の対策 の強化、さらに生活保護制度の見直しに向けた議論 を進めています。平成24年4月には「生活困窮者の 生活支援の在り方検討委員会」が立ち上げられ、7 月には、「生活支援戦略」中間まとめが提示されま した。

救護施設においては、生活困窮に直面した身体・知的・精神の障害のある方のほか、制度の狭間にあって他の施設やサービスを受けられない方が多数利用しています。利用者のなかには、精神科病院の退院者や矯正施設等の退所者、ホームレス状態であった方、DVや虐待などによる暴力被害者、多重債務により生活困窮になっている人なども含まれています。

生活保護制度を含めた社会保障制度が大きく転換しようとするなかにあって、これからもなお一層、救護施設が社会のセーフティネットの役割を担い続けていくことが、大きな使命であることを再確認していきたいと思います。また、今後の生活困窮者への支援のあり方については、従来の制度にとらわれない新たな仕組みづくりや、いわゆる「新しい公共」といった考え方のもと、NPOや市民団体などへの期待も示されているところです。救護施設自身が地

域の実情をよく把握し、既成概念の中に留まらず、期待とニーズに応えていく必要があります。

全国救護施設協議会の取り組み

- 1.「救護施設の機能強化に向けての指針」を踏まえた機能強化の推進
- (1)各施設における地域の生活困窮者への支援の 取り組み

今年度、全救協として、次の重点的に取り組んで いきたいと思います。

平成19年4月に本会が、『救護施設の機能強化に向けての指針』を策定してから5年経ちました。指針に示した救護施設における利用者の自立支援の促進や地域生活移行支援については、着実に進行していると思います。しかし、変動する社会情勢下にあって、救護施設を取り巻く状況を踏まえると、なお一層の機能強化を果たしていくことが必要です。とくに、対外的にどういった取り組みをしているかについて発信していくことが必要です。

生活困窮者の支援について、これまでに培った支援のノウハウ、機能、専門性を発揮しながら、施設の利用者だけではなく、地域に暮らす生活困窮者に対して支援を広げていかなくてはならないと思います。

昨日行われた全救協の理事会のなかで、私から理 事の皆さまに、各施設で地域の生活困窮者の支援に ついて積極的に取り組んでいただくようお願いし、 ご賛同をいただきました。地域や施設の状況はさま ざまかと思いますが、各施設でできることからしっ かり実行していくということになりました。最終的 には全救協の会員施設全体で、生活困窮者の支援を 担っているという意識を共有していきたいと思って います。

生活困窮者の支援については、すでに社会貢献や独自事業のかたちで、皆さまがすでに取り組まれていることも多くあると思います。それらの取り組みについては引き続き推進していただくとともに、再度、支援全体を見渡していただき、少しでも生活困窮者の支援に結びつけられるような取り組みをみつけて、実行していくようお願いいたします。

具体例としては、施設に総合相談の窓口を設置して、地域の生活困窮者の方の相談に応じる。窓口を利用する人が少ないと思われる施設においても、必要となった人がいつでも訪れ相談できるよう、相談窓口の看板を掲げていただくことが大切です。また、

施設の一角に地域の生活困窮者の居場所となるスペースをつくるなど、孤立しがちな生活困窮者にとって憩の場になるような場を設ける。そのほかにも、できることから、各施設で早速取り組んでいただきたいと思います。

また、昨日の理事会でご承認いただきましたが、 全救協としても、救護施設において取り組むべき支 援について構築していくために、各地区から選出さ れた委員による特別委員会を設置して、具体的に検 討を進めていきます。

救護施設は、生活困窮者の課題に応えていくうえで、もっとも近い位置にいる施設であることをしっかり認識していただき、社会のなかにおける救護施設の存在意義というものをしっかりアピールしていきたいと思います。

本日午後の第1分科会では、こうしたことについてしっかり議論していただきたいと思います。

(2) 地域生活関係事業への取り組みの強化

地域生活関係事業の取り組みについては、利用者 の地域生活移行だけでなく、生活困窮者への支援を 進めるうえでも大変有効で、関連性が深いものです。

近年、地域生活支援事業は制度の充実が図られています。平成22年度には保護施設通所事業、救護施設居宅生活訓練事業の実施要綱が改正されて、無料低額宿泊事業に居宅生活移行支援事業が創設されました。さらに平成23年には、一時入所について、日額単価による実績払いによって事務費支弁が行われるよう制度改正されました。これらによって、大変柔軟な対応ができるようになっています。

これらの改善は、全救協が長年にわたって厚生労働省との意見交換を通して要望してきたことが結実したものです。今後は、全救協がどれだけ事業に取り組んでいくかという実行力が評価される段階にきています。

平成24年4月時点の各事業の実施率は、通所事業16.0%、居宅生活訓練事業が22.3%と低い数値に止まっています。また、居宅生活移行支援事業については、事業を受託しているのがNPO法人だけとなっています。

実施率が低率に止まっている理由としては、地域の事情により、全施設が一斉にこれらの事業を開始するというのが難しいことがあろうかと思います。施設の設備や人員体制の問題もあろうかと思いますが、生活困窮者支援において、救護施設に大きな期

待が寄せられている今の社会的な情勢下のなかで、 もう一度この事業に取り組めないか、支援に生かせ ないか、再検討をしていただくよう、再度お願いを いたします。

また、いわゆる貧困ビジネスと呼ばれる、生活困 窮者から生活保護費を搾取するような悪質な行為 が、社会的な問題となっています。このことにも関 連して、社会福祉法人の存在意義というのも大きく 問われています。地域や施設の状況があろうかと思 いますが、法人として再度検討いただきたいと思い ます。

これらの地域生活の支援事業については、本日午後の第3分科会で実践発表や意見交換で深めていただきたいと思います。また、11月2日には地域生活支援関係事業実施施設連絡会を開催します。事業の実施に至っていない施設の方もご参加いただき、事業の実施に向けた参考にしていただきたいと思います。

(3)精神障害のある生活保護受給者等の相談・支援体制づくりの推進

国の財政が大変厳しいなかで、救護施設における 精神障害者の相談支援機能を強化するべく、平成23 年度に、精神保健福祉士の加配制度が創設されまし た。

救護施設ではこの制度を積極的に活用し、より専門性の高い支援体制を図っていくことが必要です。また、その専門性を、支援を必要としている居宅の方、地域の方にも拡げることが必要です。精神保健福祉士が、施設内の利用者支援だけに終始するのではなくて、保健所など地域の関係機関と連携しながら、地域でお困りの方がおられたら支援に出向くというようなことが、地域の生活困窮者への支援の一環として必要であると考えています。今年度、全救協では調査・研究・研修委員会で救護施設における精神保健福祉士の役割・機能に関する調査研究事業に取り組んでいますが、精神保健福祉士の活用について十分に検討し、推進していきたいと思っています。

2. 個別支援計画への取り組みについて

(1) 個別支援計画書の普及・活用の推進

個別支援計画の策定については、各施設において かなり定着していることが実態調査の結果等からも 明らかになっています。各地区においては、個別支 援計画の策定方法等の基本的な研修を継続していた だき、引き続きの研鑽をお願いします。

(2) 施設における個別支援によるサービスの質の向上

策定した個別支援計画が、実際の支援にしっかり と反映されているかについて、十分に検証されなく てはならないと思います。そしてPDCAサイクルに より、よりよい支援の実践に改善される仕組みとな っているのか、が問われてきます。

全救協では、PDCAサイクルをしっかりすすめる、スーパーバイザーとしての役割を果たす職員を対象に、10月25日・26日に「救護施設の支援を高める研修会」を開催いたします。多くの施設からのご参加をお願いします。

3. 利用者の人権を尊重した支援の取り組みの推進

平成24年10月1日から障害者虐待防止法が施行されます。救護施設はこの法律の対象となっていませんが、遵守しましょう。利用者の人権、虐待防止は何があっても徹底されなければなりません。全救協では、関連するプログラムを盛り込んだ研修会を開催しています。人権を尊重した支援とは何か、どのような場合に利用者の人権を侵害起こりやすいのか、などを視点として、具体的な取り組みにつながるように、引き続き各地区でも研修を充実させていただきたいと思います。

現在、全社協では、法の施行にあわせて、「障害者虐待防止の手引き(チェックリスト)」の改定を進めています。本手引きは、体制整備と虐待防止に関する取り組みに役立つうえ、職員のセルフチェックリストや早期発見のためのチェックリストなどのツールも掲載されています。改定版が発行され次第、各会員施設に配付する予定です。また、全国社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできる予定となっておりますので、各施設での取り組みにあたって、大いに活用していただきたいと思います。

同じく全社協では、現在、障害者福祉施設等において、前述の「障害者虐待防止の手引き」を活用しながら、虐待防止の取り組みを進めるための「研修プログラム」などの開発事業に取り組んでいます。全救協からは、守家調査・研究・研修委員長がプログラム開発にかかる作業委員会の委員に参画しています。研修プログラム等は、平成25年3月に示される予定です。

4. その他

(1) 地域主権改革にともなう都道府県等の動向の 把握・対応

今年度より、福祉施設等の最低基準については、 自治体の条例によって定められることとなっていま す。私の施設のある大阪府の場合、今のところ救護 施設に関する最低基準については、概ね国の基準を 踏襲するという状況ですが、社会福祉施設整備費の 一括交付金化の動きとあわせて、各地の行政の動向 をしっかり注視していただきたいと思います。もし、 最低基準について国の基準から引き下げられ、利用 者にとって不利益な状況があるというようなことが あれば、しっかり自治体と話し合いをもち、利用者 の支援のために最低基準の維持が必要なことを伝え ていただくとともに、全救協の事務局にも情報提供 をいただきますようお願いいたします。

(2) 社会福祉法人新会計基準移行への対応

平成27年の予算編成までにすべての社会福祉法人が新会計基準に移行することとされています。すでに移行したという法人もあると伺っていますが、各法人・施設において、着実に移行への準備を進めていただきますよう、お願いいたします。

(3) 本会作成物の活用

「改訂新版 救護施設職員ハンドブック」や「改訂版・地域生活支援関係事業ガイドブック」、「救護施設個別支援計画書」、「あらゆる人へのサービスをめざして-救護施設を知っていただくために-」(PRパンフレット)など、業務の支援になる資料等を発行し、必要に応じて改訂しておりますので、引き続きご活用ください。

(4) 東日本大震災における支援活動の対応等の検討

平成23年度は、皆さま方から被災地に支援物資を お送りいただいたり、全社協・社会福祉施設協議連 絡会やJDF現地支援本部に職員を派遣していただい たり、多々、ご協力を賜りました。あらためてお礼 を申しあげます。

東日本大震災への支援活動として、現在、日本障害フォーラム(JDF)が実施する現地支援活動について、今年度も、福島県南相馬市および岩手県陸前高田市の支援本部への職員派遣協力を行っています。私どもの法人も職員を派遣しましたが、まだお手伝いをするところがたくさんあると感じました。

全救協としても、引き続き被災地への支援に取り 組んでまいります。被災地への支援の延長線上に、 生活困窮者への支援があると思いますので、要請に は、できる限りご協力をしていただきますようお願 いいたします。

災害はいつ、どこで、何が起こるかわかりません。 そのときに備えるために、全救協では、災害対応マ ニュアルの策定をすすめています。難波副会長(東 北地区救護施設協議会会長)を委員長に、災害対応 マニュアル策定のための作業委員会を設置してお り、平成25年3月にまとめる予定です。

(5) 全国厚生事業団体連絡協議会への協力

本会が参画する全国厚生事業団体連絡協議会(厚 生協)においては、平成21年度から施設入所前に暴 力被害を受けた方への支援にかかる調査・研究事業 に取り組んでいます。平成24年1月には支援者を対 象とした「暴力被害者支援スキルアップ講座」を開 催するとともに、3月には暴力被害者を対象にした 支援ツール「あなたの歩み」と「あなたの歩み活用 ガイドブック」を発行しました。

支援ツールにつきましては、3月末に見本をお送 りしています。厚生協の構成団体だけでなく、他の 種別施設等においても活用され始めている状況で す。11月19日・20日には、平成24年度「暴力被害者 支援スキルアップ講座」を開催して、「あなたの歩み」 の活用法を解説する予定です。研修にもぜひご参加 ください。

また、厚生協では、隔年で「地域におけるセーフ ティネット推進セミナー」を開催しています。平成 24年度は、平成25年1月28日・29日に開催する予定 ですので、こちらについても参加をご検討ください。

これからの救護施設に求められている支援

生活保護制度について60年ぶりの見直しに向けた 検討が進められています。歴史を振り返りますと、 多くの篤志家や社会事業家と呼ばれる人びとが、さ まざまな工夫や才覚を働かせ、時には私財を投じて、 困窮している人びとを救済してきています。そのよ うな実践が後世に語り継がれています。

そうした実践の積み重ねが、国の制度に結びつい た例もいくつもあります。先駆的に実施されていた ものが、後に制度化されたものとなっているものが、 現在の制度のなかに多く見られます。

内閣府の予算によってパーソナル・サポート・サ

ービスというモデル事業が行われていますが、平成 25年度には、厚生労働省が、全国約300か所でこの 事業をふまえたモデル事業を立ち上げられる構想が あると伺っています。

一部新聞報道には、このモデル事業の担い手とし てNPOが挙げられていましたが、救護施設こそが、 生活困窮者の問題について一番関わりをもたなけれ ばいけないと思っています。

社会福祉法人は税の優遇措置を受けています。と ころが、後から事業参入してきた民間事業者の場合、 優遇措置を受けないかたちで税金を払っています。 同じような仕事をしながら、どうして違うのかとい う議論も出てきています。

社会福祉法人は、ある意味優遇されている面もあ りますが、これは民間事業者とはここが違うために そのようになっているということを、明確にアピー ルしておかなければなりません。そうしなければ、 救護施設を含む社会福祉法人は、社会のなかで埋没 していくのではないか、という危機感を強くもって おります。

今回、私どものもっとも関係のあると思われる生 活困窮者の問題への対応について、具体的な支援に どう取り組むか、特別委員会で構築し、それをしっ かりとアピールしていきたいと思っています。

皆さま方におかれましても、心をひとつにしてい ただき、現在の施設の職員配置では利用者への支援 も大変な状況であることを承知していますが、再度、 施設が担う支援全体を見直していただきたい。その なかで、地域のことに対してもお手伝いができる、 そのような体制をつくっていただくことを、あらた めてお願いをいたします。

これまでの社会福祉のように、制度として確立さ れる前から、何らかの実践を積んでおくことが必要 だと思います。生活困窮者への支援に関しても、地 域での実践があってこそ、制度につながるのではな いでしょうか。自治体としても、救護施設は制度に なる以前から生活困窮者の支援に取り組んでいる、 という認識をもっていただけるのです。

そのことで、いざパーソナル・サポート・サービ スというようなことが現実味を帯びて、モデル事業 として各自治体で実施することとなったときに、地 元で実践を積み重ねてきた社会福祉法人、それも救 護施設に期待が寄せられ、参画していくことができ るのではないでしょうか。

生活困窮者の相談窓口の看板を掲げたところで、

何も相談がないかもわかりません。しかし、救護施 設は、そうした相談に応じてくれる所であるという ことを、社会にしっかりアピールしていくことが大 切です。

今こそ救護施設の存在意義を示す

今のところは制度化されておらず、地域貢献事業 というかたちのものであってもしっかりと取り組 み、社会福祉法人、救護施設の存在意義を、世にア ピールしていきたい、という思いを、今日皆さま方 にお伝えしてまいりました。

最近、NHKの番組で、光を発する蛍や茸につい ての考察が紹介されていました。なぜ光るのか、そ れは求愛や子孫を残していくためだけでなく、自分 の身を護るためでもある、という説があるというこ とです。

今の救護施設も、しっかり光を出して光らないと 社会に必要性を感じてもらえない、そのような危機 感をもっております。私は、生活保護法の措置施設 である救護施設は、社会の中で必要不可欠であると 思います。一方で、社会福祉法人無用論や、NPO が生活困窮者支援に関連する事業を先駆的に担って きている状況もあります。救護施設として光を大い に発して、現状から、さらに充実されたなかで救護 施設の運営をしていかなければなりません。独りよ がりかもしれませんが、20年に1度とも50年に1度 ともいわれる大きな改革の動きが押し寄せていると きですので、しっかりここは踏み止まり、存在意義 を示していきたいと思っていますので、ご協力のほ ど、よろしくお願いいたします。

これをもちまして基調報告とさせていただきま す。ご静聴、ありがとうございました。

【行政説明】 「生活保護の現状と課題」

厚生労働省社会・援護局保護課 課長補佐 川久保 重之 氏



日頃、生活保護行政、救護施設の適正な運営にご 尽力をいただきまして、この場を借りまして厚く御 礼を申しあげます。

本日は、生活保護の現状についてご説明するとと もに、「生活支援戦略」ということで、今いろいろ 議論をしております内容のうち、特に生活保護制度 の見直しの部分についてお話をさせていただきま す。

生活保護受給者の増加とその要因

生活保護人員・保護率の変化を見ますと、戦後の 混乱期から経済成長等に伴って生活保護受給者数等 は減少し、昭和50年代以降は横ばいもしくは微増に なります。昭和60年頃からは、いわゆる平成景気に より生活保護受給者数は減少し、平成7年度に生活 保護受給者数は最低になります。その時点での生活 保護受給者数は88万人という状況でありました。そ の後、景気の低迷等があり、さらに平成20年の世界 金融危機以降、生活保護受給者数は急増します。平 成24年5月時点では211万人、保護率は1.65%にな っています。

平成23年7月分の速報値では205万人となり、昭 和26年の204万人という、戦後最も多かったときの 生活保護受給者数を超え、マスコミにも大きく取り 上げられました。

次に、平成12年と22年の生活保護受給世帯の類型 別の変化を見ると、生活保護受給世帯数の総数では 65万人ほど増えています。類型別では高齢者世帯、

母子世帯、傷病・障害者世帯の増加が見られますが、 とくに「その他世帯」とされている世帯が4倍強、 約17万人増えている状況です。「その他世帯」のな かには、稼働できる人たちが多く含まれていると思 われますが、50歳以上の人が54%を占めていること から、就職ができない人への支援が難しいのが課題 と考えています。

次に、保護の開始・廃止人員と失業率の推移を見 ると、保護の開始人員と完全失業率の動きがほぼり ンクしていることが分かります。やはり雇用・経済 情勢が生活保護受給者数の動向と密接に関係してい るということが表れています。

また、年齢別の生活保護受給者数の年次推移を見 ると、60歳以上の人の伸びが大きくなっています。 人口全体が高齢化しているというところも影響して いることもありますが、このように、経済的要因が 影響していること、高齢者が増えているということ が、生活保護受給者が増加している大きな要因では ないかということです。

地域別の保護率の状況を見ると、大阪市の5.72% をはじめ、都市部において高くなっています。高度 成長期に地方から都市部に働きに出られた方々が、 そのまま都市部に定着し、高齢化していくという状 況のなかで、都市部における高齢化とともに生活保 護世帯の増加も起きているのではないか、と捉えら れます。

生活保護制度の支援体制とその課題

このような状況のなかで、実際に生活保護受給者 を支援する福祉事務所のケースワーカーですが、で きる限り適切な支援ができるよう、各自治体の努力 のもとに増員されています。

ケースワーカーの配置については、市部で保護世 帯80世帯に1人、郡部では65世帯に1人配置すると いうのを標準数としています。しかし、現状を申し ますと、1人90世帯あまり、都市部では100世帯近 く担当しているところもある状況です。

地方公務員全体の定員が減少しているなかで、ケ ースワーカーが増えていますので、各自治体では相 当努力をされていると思いますが、生活保護受給世 帯の伸びにまではなかなか追いついていないという のが現状です。

生活保護費の予算も増えています。平成24年度予 算で、国と地方を合わせた金額が、事業費ベースで 3兆7千億円となっています。国費だけでは約 2兆8千億円となります。

国の平成24年度の当初予算約86兆円のうち、税収 で賄っているのが半分の42兆円、そのなかでの生活 保護費約2兆8千億円(国費ベース)と考えると、 相当の予算を使っているということになります。

生活保護に社会の厳しい視線が向けられているわ けですが、扶助別の内訳を見ますと、医療扶助が予 算の半分を占めていますので、制度の信頼を得るに は、医療扶助が適正に行われているかが、第1のポ イントとしてあげられます。

また、いわゆる稼働できる年齢層の方が多く含ま れる「その他世帯」については、いかに自立の支援 をしていけるのかが第2のポイントになります。

さらに、適正に保護の実施ができているか、いわ ゆる不正受給への対策に徹底して取り組むことが第 3のポイントです。

これらを通じて、国民に信頼される生活保護制度 にすることが、最大の課題となっています。

就労支援の概要

生活保護受給者に対する就労支援について、代表 的なものを3つ挙げます。

第1に、ハローワークと福祉事務所との連携によ る支援です。これは「「福祉から就労」支援事業」 といいますが、自治体と国の機関であるハローワー クとの間で支援の目標や対象者、相互の役割分担な どを定めた協定を結び、自治体とハローワークが一 体となって就労を支援するものです。生活保護受給 者や児童扶養手当の受給者といった生活困窮者をハ ローワークに結びつけていくための事業です。

ハローワークでは、マンツーマンで就労支援を行 う就労支援ナビゲーターによる支援や、キャリア・ コンサルティング、職業相談・職業紹介といった支 援メニューを提供します。その際、自治体とハロー ワークがしっかりとタッグを組んで支援を行うこと が重要です。

このような仕組みができる前は、福祉事務所が生 活保護受給者にハローワークに行って求職活動をし てくださいと言っても、なかには十分な就労意欲が ない人がハローワークに相談に行くことがあって、 成果が上がらないこともありました。事業を活用す ることで、ハローワークでも適切な支援体制を組み、 より効率的に支援ができるようになったということ です。

平成23年度には支援対象者約45.000人のうち、実

際に就職された人は約24.500人にのぼりました。平 成24年度は、支援対象者7万人を目標として予算を 組んでいます。

第2に、福祉事務所における就労支援員を活用し た就労支援です。これは、福祉事務所に就労支援員 を置き、就労に向けた支援をマンツーマンで取り組 むものです。ケースワーカーは担当件数が多く、十 分な支援ができないという部分がありますので、就 労支援員が専門的に対応するという取り組みをして います。

第3に、福祉事務所のケースワーカーが就労支援 に取り組むものです。

個別にしっかりと支援をすることで、就労や増収 などにつながり、結果として生活保護受給者の自立 につながり保護費が適正化されるということにもつ ながります。

医療扶助の課題と対応策

医療扶助については、先ほど申しあげたとおり、 予算全体の半分を占める状況にあります。医療扶助 の内訳を年齢階層別にみると、平成12年度には30.5 %が70歳以上、26.6%が60から69歳となっており、 約6割近くが60歳以上でしたが、平成22年度には、 それぞれ40.9%、28.4%と増え、全体として約7割 を60歳以上の方が占めています。これは高齢者の受 給者が増えていることに、リンクした動きとなって

次に、傷病分類別にみると、平成12年度、22年度 ともに、精神疾患等と循環器系の疾患が約5割程度 を占めているという状況です。精神疾患が多いとい うことは、救護施設で働く皆さんは、よく実態をご 存知かと思います。循環器系の疾患という部分は、 いわゆる生活習慣病として、長期に療養が必要であ ったり、治癒しにくいということで、医療費がかか る要因ではないかと思います。

もともと生活保護受給者は、病気のためどうして も働けなかったり、高齢者が多かったりということ で、医療費がかかってしまうというのはやむを得な い部分があるかと思います。しかし、よくご指摘を 受ける、受けなくてもいいような医療を受けている のではないか、また一部の医療機関で必ずしも必要 でないような診療、過剰診療をしているのではない かといったことについて、是正すべき点はきちんと 対応をしていかなければいけないということです。

医療扶助の適正化に向けて、ひとつは、後発医薬

品の使用を促進しようとしています。これは生活保 護の方だけということではなく、現在、数量ベース で医薬品全体の3割を後発医薬品にするよう、政府 全体で取り組むなかで、生活保護受給者もこの動き のなかで取り組んでいます。

今年から新たに、後発医薬品を一旦服用していた だくよう、福祉事務所から生活保護受給者に促そう という取り組みしています。その際には、パンフレ ット等を渡しながら説明をしていくのですが、どう しても人手がかかります。そこで、医療扶助相談・ 指導員を配置できる予算を組み、自治体の福祉事務 所に配置していただき、人手がかかるところを医療 扶助相談・指導員に担当していただこうという取り 組みをしているところです。

次に、電子レセプトを活用したレセプト点検の強 化ということで、平成23年度から、医療機関から社 会保険診療支払基金に医療費を請求する書類(レセ プト)の電子化をしています。これにより、医療費 動向の分析や頻回受診者の把握、例えば同じ病気で 1か月に一定回数以上受診している人がどのくらい いるのかなど、抽出がしやすくなります。それをも とに、必要な指導をするという取り組みにつなげて いくことができます。

他に比べ生活保護受給者を多く診療していたり、 レセプトの点数が生活保護受給者だけ高くなってい るなど、そのことだけをもって問題というわけでは ないことに留意が必要ですが、そのような医療機関 を把握しやすくなります。また、3年ほど前に大阪 で、余分にもらった向精神薬を、インターネットを 通じて売買しているという問題が起きました。重複 して薬が処方されていると思われる医療機関を把握 することで、個別に対応をしていくことができます。 こうした取り組みを通して、医療扶助の適正化を

不正受給の状況と対応

進めています。

不正受給件数は、平成18年度の約14,600件から平 成22年度には約25,000件と増えています。一方で、 不正受給1件あたりの金額については、毎年少なく なってきています。

不正受給の内容で一番多いのが、稼働収入の無申 告です。生活保護受給者は、収入があれば申告して いただくこととなっていますが、申告していないと いうものです。次に、年金等の公的給付の無申告で す。

不正受給が発見される契機としては、照会・調査 が約9割となっています。数年前から、課税状況の 調査を全国で実施し、調査を全体的に強化したとい うこともあり、早い時期に不正受給が発覚するとい うことで、1件あたりの金額も減り、発見される不 正受給件数が増えているものと考えています。

不正受給の件数や金額は、生活保護費全体からみ れば僅かではないかというご意見もあるのですが、 やはり制度の信頼を得るためにも、しっかりと対応 していく必要があります。

そのひとつの取り組みの事例として、金融機関本 店等一括照会を行うこととしています。従来、福祉 事務所から金融機関に各種の調査を行う場合、それ ぞれの支店ごとに対応しているケースが多いです が、その場合、その支店の状況はわかるものの、同 じ銀行でのその他の支店の状況が分からないといっ た課題がありました。福祉事務所にとっても支店ご とに調査を行うのは非常に煩雑であるということ で、全国銀行協会等と調整をし、平成24年12月から 各金融機関の本店等に照会すると、各支店の状況を 一括して答えていただく仕組みとなりました。

以上、生活保護受給者が増えているなかでの対応 等について説明しました。

生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の動き

次に、生活困窮者対策について説明します。

平成24年2月に社会保障・税一体改革大綱が閣議 決定され、そのなかで、生活困窮者対策と生活保護 世帯の見直しに総合的に取り組むため、「生活支援 戦略」(仮称)を策定することが示されました。

生活困窮者対策については、第2のセーフティネ ットの構築に向け、国の中期プランを策定すること や、生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービ スの体系化、民間の生活支援機関の育成・普及等に 取り組み、法整備も含め検討することが示されてい ます。

また、生活保護制度ついては、国民の最低生活を 保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、 生活保護法の改正も含め、見直しを検討するとされ ています。

こうした流れのなかで、生活支援戦略についても、 平成24年7月5日に、国家戦略会議で生活支援戦略 の中間まとめが報告をされました。ここでも、生活 困窮者対策と生活保護制度の見直しという2本柱で まとめられています。

また、社会保障制度改革推進法が国会で成立し、 その附則のなかで、生活保護制度の見直しとして、 不正受給や医療扶助の適正化、就労促進、貧困の世 代間連鎖を防止するための支援の拡充等について規 定されています。

中間まとめでは、「基本的認識」として、経済的 困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる 問題が深刻化していることが示されています。

今までセーフティネットでは、第一のセーフティ ネットとして、社会保険や労働保険といった保険制 度があり、正規雇用の方はそれらの保険によって、 何かあったときは対応するというのが基本にありま した。ところが最近は、正規雇用でない方が増え、 第一のセーフティネットにも加入できないという状 況でいろいろな問題が起きています。そのため、第 二のセーフティネットが求められています。

平成23年10月から求職者支援制度が行われていま す。これは、公的訓練を受けつつ、生活費(10万円) が出るという制度となっています。こうした、第二 のセーフティネットも整備されてきていますが十分 でなく、最後のセーフティネットである生活保護で 対応しているような状況になっていることから、第 二のセーフティネットの部分を充実していく必要が あるのではないかというのが、基本的な認識となっ ています。

生活困窮者支援体系の確立に向けた方向性

そのために、改革の方向性として、以下の事項に ついて検討を進めることとなっています。

第1に、経済的困窮者や社会的孤立者を早期に把 握するということです。高齢・単身の方だけでなく、 働けるような年齢の方のいる世帯で孤立死が起きた ということで、大きな問題になりました。いかにそ ういう方々と行政の接点をもつかということが大事 であり、その方法を検討する必要があります。

第2に、早い段階でこうした方を発見し、包括的 伴走型の支援体制を構築する必要があることです。

第3に、先ほど大西会長からもお話がありました が、そういったときの支援をする主体として、公的 機関だけではなくて、社会福祉法人やNPO等との 協働が必要であり、それを検討するということです。

第4に、いきなり正規雇用で就労することが難し い方に対して、一旦中間的就労を提供したり、家計 再建が必要な方にはその支援を行ったり、居住する 場所がない方については居住の確保といった支援を 提供する必要があるということです。

第5に、就労に関しての専門機関であるハローワ ークと一体となった支援が必要ということです。

第6に、親世代が生活保護を受けていた場合、子 世代への「貧困の連鎖」が一定の率でいるという研 究結果も示されていますが、この連鎖をどこかで断 ち切るための何らかの対応が必要ということです。

第7に、こうした取り組みをするためには、支援 をするべき基盤づくり、人材づくりが必要であると いうことです。

これらについて、今後重点的に検討を進めるとい うことになっています。

生活保護制度の見直しに向けた方向性

次に生活保護制度の見直しです。

第1に、生活保護給付の適正化についてですが、 先ほど申し上げたとおり、電子レセプトを活用した 医療扶助の適正化や、資産調査の徹底、就労自立支 援にもしっかりやっていくということです。

生活保護基準については、専門的かつ客観的に評 価・検証したうえで、対応を決めていく必要があり ます。現在は、5年に一度検証することとしており、 社会保障審議会・生活保護基準部会にて検証作業を 進めています。

第2に、調査権限等の強化です。生活保護受給者 の状況を的確に把握するために、調査権限が法律で 定められていますが、あくまで資産と収入に関する ことに限られています。そのため、就労活動に関す る事項等も調査対象とするよう範囲を拡大したり、 扶養について、民法で決められている扶養義務以上 のものを生活保護受給者に課すのは難しいというこ とがありますが、収入が非常に多い扶養親族の方が いる場合に、その方からの援助を受けることなしに、 保護を受け続けることが国民の皆さまの理解を得ら れるかということなどこうした課題を検討していく ということです。

第3に、「脱却インセンティブ」の強化です。保 護を脱却するためのインセンティブを何か考える必 要があるのではないかということです。基準の体系 のなかには、勤労控除という仕組みがあり、働いた 収入のいくぶんかは手元に残るようになっています が、これ以外にも就労収入積立制度として、就労収 入を仮想的に積み立てて保護脱却時に積み立てた金 銭をお渡しして、その後の生活へソフトランディン グすることを考えてはどうかということです。

また、家計・生活指導の強化として、家計のほと んどをアルコールやギャンブルに使ってしまうとい う方などに対して、自立に向けた家計・生活面の指 導ができないかということも検討をするということ です。生活保護を脱却した後のフォローアップにつ いても、脱却後の不安定な状況のなかで、何か支援 をする方法はないか、検討するということです。

そのほか、ハローワークと一体となった就労支援 の抜本的強化や、高齢者・障害者などに対する社会 的自立の促進についても、取り組みを検討すること となっています。

これらの方向性について、現在、社会福祉審議会 のなかに「生活困窮者の生活支援の在り方に関する 特別部会」を設け、検討が進められている状況です。 その結果を踏まえ、今後、「生活支援戦略」(仮称) をまとめていく予定です。(※)

※平成25年1月に同特別部会の報告書が公表されました。 本誌「制度施策動向」に関連記事を掲載しています。

貧困ビジネスへの対応

いわゆる貧困ビジネスとして、無料低額宿泊所や 社会福祉各法に法的位置づけのない施設等のなか に、保護費の大部分を利用者から搾取し、それに見 合ったサービスの提供をしない事業者の存在が問題 となっています。

現在、その対策として、こうした事業を実施して いる施設利用者への転居支援と、劣悪な施設への入 居防止とを進めています。

また、無料低額宿泊所のなかには、伴走型の支援 に取り組んでいる優良なところもございますので、 そのような施設については居宅移行支援事業という かたちで、財政的な支援などの対応をしています。

ただ、それでは抜本的な解決にはならないという ご指摘もありますので、貧困ビジネスに対しての規 制について、議員立法が検討されているところです。 この法案は、無料低額宿泊所という場所に着目する のではなくて、住居と有償の生活サービスをセット で、提供しているというサービスの内容に着目して、 規制の対象とするという仕組みの法案だと伺ってい ます。

お金を預かり、そのほとんどを本人に渡さないと いう点が大きな問題になっておりますので、たとえ ば金銭管理を行う場合には、都道府県知事が、この 施設ではきちんとやっているというような場合に限 って金銭管理を認めるというような仕組みも含まれ ているということです。

救護施設の運営について

最後に救護施設の運営についてご説明します。

生活保護受給世帯につきましては、抱える問題が 多様化しているなかで、救護施設には、従来、精神 科病院の退院促進の受け入れや、あるいは身体・知 的・精神障害が重複しているような方の受け入れな どをしていただいています。その他、ホームレス状 態にある方、アルコール・薬物依存症者、DVなど の暴力被害者といった、他の制度ではまだ十分な対 応がされていない、制度の隙間の部分を担っていた だいていると思います。

入所者の状況を見ると、精神障害のある方が54.6 %に及んでいます。およそ9割の方は、身体・知的・ 精神障害のうち、何らかの障害のある方となってい ます。

次に退所された方の行先をみますと、平成21年度 のデータでは、家族と同居したり、アパート、グル ープホームなどでの居宅生活に戻られる方が4割を 占めています。これは、平成18年度のデータに比べ ると、10ポイント近くその状況が増えているという ことですので、救護施設からの居宅への移行の取り 組みが一定程度、できてきているのではないかと考 えています。

それをさらに促進するためにいろいろ事業を立ち 上げて、今お願いをしているところであります。具 体的な事業としては、居宅生活訓練事業や保護施設 通所事業があげられ、事業を活用しながら居宅への 移行を進めていただいています。さらに、こうした 事業については、最初に立ち上げた事業内容から事 業者の方とも意見交換等をし、より実施しやすいよ う見直し等もさせていただいているところです。

平成23年4月からは、一時入所の制度改正や精神 保健福祉士の加配制度の創設をしています。さらに、 平成25年度の概算要求では、居宅生活訓練事業と一 時入所の拡充を図ることとしています。具体的には、 最低利用者定員について、地域移行の結果、利用者 数が3人を下回る場合にも支給の対象となるように 要求しています。また、一時入所の利用対象につい て、家族介護者のレスパイトや夜間の利用について 明記することとしています。25年度予算案に盛り込 まれるかは、これから財務省との調整でありますが、 こうしたことも現在考えているということでありま す。

さらに、精神科病院の入院患者の退院を促進させ、 居宅生活に向けた支援を進めるため、福祉事務所に、 入院患者の方と施設や居宅などをマッチングするよ うな仕事をしていただく方を配置する精神障害者等 退院促進事業もあります。それらを活用するなかで、 一部の方は救護施設で受け入れていただき、救護施 設では、居宅生活訓練事業や精神保健福祉士の加配 などを活用し施設を利用し続けるということではな くて、できる限り居宅での生活に向けての支援をし ていただきたいと考えています。

おわりに

生活困窮者への支援については、先ほど申しあげ たとおり、特別部会で議論が進められていますが、 そのなかで、社会福祉法人をはじめ、民間の方の力 がその実現のために重要になってくると考えていま す。

すでに救護施設においても、地域移行の取り組み であるとか、地域とのつながりとか、地域における 救護施設の役割は何かを十分に意識し、さまざまな 取り組みをしていただいていると思います。先ほど 大西会長からも、特に社会福祉法人としての生きる 道はどこかということを十分考えていく必要がある のではないかというお話もございました。

私の方から、この点をさらに申し上げるまでもご ざいませんが、生活困窮者という、まさに救護施設で 対応していただいている方々の支援として打ち出す ものでありますので、ぜひこの戦略の内容について ご理解をいただき、応援団となっていただいて、施策 を進めていただければと考えております。社会福祉 法人には、やはり地域の中心となって生活困窮者へ の支援に取り組んでいただきたいと思っています。

私の個人的な見解ではありますが、社会福祉法人

とNPOと、それぞれの役割があるのかと思います。 社会福祉法人はやはり歴史もありますし、これまで の長い実践があります。そういう意味では地域から の信用もありますし、地域福祉での中心を担うべき 位置づけになるのかなと思います。一方NPOは、 行政の規制があまりかかっていないという部分があ って、意思決定も早く、何かあったときに即時性が あるという面もあります。

社会福祉法人とNPOのよいところを地域のなか で融合させて、そのなかで社会福祉法人がその地域 の中心となって、いろんな取り組みをしていただく。 そこにNPOのフットワークの軽さを生かしながら、 地域全体を盛り上げていくのが大事かなと思ってお ります。そこはお互い協働しながら、しかもそれに 行政も協働しながら、いろいろ進めていく必要があ ると考えています。

私からの話は以上にさせいただきます。ご清聴、 ありがとうございました。



分科会報告

第1分科会

テーマ「新たな制度を活用した支援の推進」

- ○参加者数 120名
- ○議長

本田英孝(全救協総務・財政・広報委員長 北海道/明和園 施設長)

○助言者

大西豊美(全救協 会長 大阪府/みなと寮 施設長)

山村 睦(日本社会福祉士会 会長) 新保美香(明治学院大学 教授)

○運営責任者 相原幸仁(東京都/昭島荘 施設長)

○記録

寺崎有美子(東京都/あかつき 介護職員) 佐々木智恵(東京都/黎明寮 介護職員)

○受付

斉藤祐子 (東京都/優仁ホーム 副主任生活支援職員)

○会場係

真鍋嗣道(東京都/救世軍自省館 支援員)

【講義1】

「生活困窮者支援における救護施設への期待 |

講師:山村 睦 氏

〔講義概要〕

- ・7月に示された「生活支援戦略」(中間まとめ) には、生活困窮者支援にかかる一定のスキームと 「第二のセーフティネット」が示されている。し かし、「誰がその支援を担うのか」ということに ついて示されておらず、今後の議論の焦点となっ ている。
- ・生活困窮者支援を進めるためには、あらゆる機関 を連携させるスキームの下に、とくに既存の施設・ 機関を活用する視点が必ず必要となってくる。「伴 走型支援 | はしっかりしたスキームがあれば、専 門職―施設―機関との連携の枠組みの中で活用で きる。
- ・既存の施設のなかでは、歴史的に救護施設が最も 実績があり、先頭に立ち、具体的に生活困窮者へ の支援を進めていただきたい。
- ・平成22年7月にまとめられた「生活保護受給者の

社会的な居場所づくりに関する研究会」の報告書 にもあるように、生活保護受給者に限らず、生活 保護に至る前の低所得者など、生活困窮にある人 にとっては、社会的な居場所が必要である。救護 施設が、その居場所づくりの担い手になることも、 支援のひとつとなる。

【講義2】

「これからの生活困窮者支援において救護施設が果 たすべき役割について」

講師:新保美香 氏

〔講義概要〕

- ・救護施設の「強み」とは、①利用者も含めた豊か な「人財」が存在する、②さまざまな資源をもっ ている、③人の生活、人生を支える実践を重ねて きた中で培われた貴重な「ノウハウ」をもってい る、ことが挙げられる。まずは、これらの施設の 「強み」をしっかり把握し、活用していくことが 大切である。
- ・生活困窮者への支援を進めるうえで、地域にひら かれた施設をつくることが求められる。そのため に、①地域を知る、②地域とつながる、③地域に ひらく、といったことがポイントになる。
- ・「新しい取り組み」は、「人財」育成の大きなチャ ンスとなる。そのためには、職員の自主性、主体 性を尊重し、プロセスを重視し、失敗やチャレン ジができる環境の中で行うことが大切である。「新 しい取り組み」を通して、施設長、職員、そして 利用者も、視野を広げていくことが「鍵」になる のではないだろうか。

【発表1】

「救護施設の諸制度活用が困難な施設の状況の中で、 地域の社会資源を活用しながら独自の取り組みを行 った支援」

渡邉孝臣(東京都/くるめ園 施設長)

〔発表概要〕

・重度障害者が多く生活するくるめ園では、地域生 活へ移行できる利用者は限られており、居宅生活 訓練事業は未実施である。そのなかで、地域での 自立生活を希望された重度障害のある利用者につ いて、地域の関係機関と協力しながら取り組んだ。 重度障害者が地域生活を送ることのむずかしさを 痛感した一方で、住宅や社会資源など、環境さえ 整えば地域生活は可能であることも感じた。

- ・近年、当園では身体障害者に加え、知的障害者や 精神障害者を併せ持つ利用者の入所が増えてい る。精神科病院へ通院している利用者と、知的障 害のある利用者を合わせると全体の60%になる が、精神保健福祉士の加配要件である70%には満 たないため、加配対象には該当していない。しか し、現状では、精神障害の疾病の特性を理解した うえでの支援が求められている。
- ・2年前に、身体、知的、精神の重複障害のある利 用者の支援方法について、地域の医師や専門職、 実施機関のケースワーカーを交えて、当園で事例 検討会を開催した。今年も別の利用者を対象とし て検討会を開催。施設内での課題解決が困難な場 合、地域の関係機関の専門職の協力を得ながら、 解決していく道筋ができつつある。
- ・とくに、当園のように専門職が配置されていない 場合には、精神障害者への支援のあり方の検討や 問題行動等の課題の解決に向けて、地域の関係機 関とともに、地域の社会資源の活用や、関係機関 との連携等、より望ましい支援方法を考えていく 必要性を感じている。

【発表2】

「パーソナル・サポートについて

(ケースを振り返って)」

中尾久之 (大阪府/大阪自彊館グループリーダー) 〔発表概要〕

- ・パーソナル・サポートとは「本人に向き合う支援」 ということを重視した支援である。「よりそい型」 と「伴走型」ともいう基本理念の下、平成23年度 の大阪市の委託を受け、NPO法人釜ヶ崎支援機 構をパートナーとして支援を開始した。
- ・支援においては、利用者の抱える複合的な問題の 整理を行い、それに伴って過不足のない支援をで きるだけ利用者とコミュニケーションをとりなが ら、継続していくことが重要である。それが社会 的、経済的自立を促すとともに、再び、あるいは 新たにホームレス状態になることを防止すると考 えられる。
- ・パーソナル・サポートの鍵となっているのは、地 域包括支援センター、訪問介護、精神科ケースワ ーカー、訪問看護、福祉事務所といった地域にあ る社会資源が連携していくことにある。

【グループ討議】

〔発表概要〕

- ・救護施設が、地域の関係施設と連携をとりながら、 利用者への地域移行や、生活困窮者への支援を推 進していく意義を確認した。
- ・また、支援を進めていくには施設長・経営者が支 援の重要性を認識し、イニシアチブをとっていく ことが必要であることを確認した。

〔助言の概要〕

・全救協として、救護施設における生活困窮者支援 のあり方の検討など、取り組みを進めようとして いるなかで、各施設においても、できることから 地域の生活困窮者への支援に取り組んでいただき たい。

第2分科会

テーマ「利用者主体の個別支援の取り組み」

- ○参加者数 107名
- ○議長

大塚晋司(全救協 総務・財政・広報委員会副委員長 兵庫県/南光園 施設長)

○助言者

守家敬子(全救協調査・研究・研修委員長 香川県/萬象園 施設長)

○運営責任者

小倉康敬 (千葉県/房総平和園 事務長)

増川紘子(千葉県/風の郷「厚生園」 ケースワー カー)

高橋みさ子 (千葉県/猿田荘 主任生活指導員)

野口照代(千葉県/風の郷「厚生園」 主査)

○会場係

林 一紀 (千葉県/千葉県松風園 主任指導員)

【発表1】

「個別支援における取り組みの工夫について」 滝口 博史(北海道/函館共働宿泊所救護部指導員) 〔発表概要〕

・家族からの交流を拒否されているが、家族との関 わりをもちたいという利用者の希望を尊重し支援 した事例を紹介。本人の強い意志に着目し、家族 と交流する希望(目標)として支援した。諦めず に自らの意思で電話をかけ続けた行動力を評価し た。また、なぜ家族から交流を避けているのかを

- 一緒に考え、利用者本人の「気付き」を促す支援 をした結果、家族との交流が図られ環境改善が実 現した。
- ・函館共働宿泊所救護部では、家族との関わりをつ なげていく支援、利用者の潜在能力に着目する支 援、利用者が相談しやすい環境づくり等を、カン ファレンスに工夫して取り組んでいる。

〔助言の概要〕

・施設利用者は家族関係が希薄な場合が多いので、 利用者との家族関係を構築し支援することで、家 族からの側面的援助により自立助長につながる支 援が可能となる。

【発表2】

「作業リーダーを目指して

~自己管理に向けた個別支援の取り組み~」 和知良介(茨城県/救護施設もくせい 介護職)

〔発表概要〕

- ・施設では、利用者のおやつについて、自己管理を 原則としている。自分のおやつを他の利用者にあ げる行為がみられたことから、利用者間でおやつ のやりとりを禁止している施設の規則を伝え、利 用者に規則を理解いただくことを支援目標とし た。十分に規則を説明し、おやつは職員が管理す ることとなったが、その後利用者が不満を訴え、 他の利用者からおやつをもらう行為等が見られる ようになった。
- ・おやつを職員が管理することが本人のストレスと なり、問題行動が多発することにつながった。支 援方法が不適切であったことが認められた。
- ・本人と話し合い、ストレスのない適切な支援方法 を検討。おやつの自己管理に向けたトライアル期 間を設け、他利用者と一緒に食べ交流を増やすこ とをめざした。
- ・トライアル期間を設けた個別支援計画を実践した 結果、本人の生活や心に余裕ができたことで自主 性が芽生え、自信につながり、作業活動や清掃当 番のリーダーに立候補するまでになった。

〔助言の概要〕

・個別支援計画策定の柱は、「一人ひとりが生き生 きとした生活を送る」ということ。どうすれば生 き生きとした生活が送れるのかは、利用者がそれ ぞれ異なるため、利用者の思いに沿った計画の策 定を心掛けて欲しい。

【発表3】

「A氏の個別支援計画の取り組みについて」 齊藤正樹(奈良県/須加宮寮 介護士)

〔発表概要〕

- ・記憶喪失状態で保護され、入所時は須加宮寮にお ける生活自立をめざした。その後、個別支援計画 を作成するにあたり、本人は就職して社会的自立 をしたいとの強い意志を示した。
- ・地域生活移行へ向けた支援として、身元を確認す る住民基本台帳の取得と求職活動を個別支援計画 に取り上げた。継続して求職活動を支援した結果、 就労先も見つかり、居宅生活を実現することがで きた。
- ・支援が成功した要因としては、本人が強い自立意 欲を持って求職活動を行うと共に、職員が常に自 立に向けサポートした結果だと考えられる。

〔助言の概要〕

- ・全国の救護施設共通で使えるツールとして、救護 施設個別支援計画書が作られたが、その際同じ救 護施設でも施設によって支援や生活の価値観等で 大きな差異があると感じた。
- ・個別支援計画は、利用者個々の潜在能力を引き出 し、支援を具体的に方向づけるものであるので、 これに基づいた支援を実践してほしい。

【グループ討議】

〔発表概要〕

- ・個別支援計画の策定にあたっては、事前のアセス メントをていねいに行うことで、利用者のニーズ を汲み取り、計画に反映させる必要があることを 確認した。
- ・施設内自立・社会生活自立・経済的自立等個々の 自立支援については本人が目標を定め、職員と共 有することが大切である。
- ・個別支援のスーパーバイズについては、利用者個 別支援計画を介護職員や相談員だけでなく、事務 員等の他セクションにも確認してもらい、客観的 な意見を求める必要がある。

〔助言の概要〕

・利用者の自己決定や個別の価値観を尊重すること が大切であり、施設主体の支援になっていないか を振り返って考えてほしい。

第3分科会報告

テーマ「地域生活支援への取り組み」

- ○参加者数 96名
- ○議長

杉野全由(全救協 地域生活支援関係事業実施施 設等連絡会 幹事 北海道/東明寮 施設長)

○助言者

松田昌訓(全救協 地域生活支援関係事業実施施 設等連絡会 幹事

大阪府/フローラ 施設長)

○運営責任者

成井 正 (茨城県/鹿島更生園救護寮 施設長)

○記録

大内美帆 (茨城県/慈翠舘 ケアリーダー) 吉野久美子(茨城県/慈翠舘 ケアワーカー)

○受付

稲葉直美 (茨城県/ナザレ園 生活相談員)

○会場係

樫村 満 (茨城県/ナザレ園 介護員)

【発表1】

「地域生活支援の取り組み

~救護施設居宅生活訓練事業 開始の経緯と現状~」 大友誠二(北海道/静心寮)

〔発表概要〕

- ●事業開始に至るまでの施設側のスタンス
- ・利用者の意欲を第一優先に、年齢に関係なく可能 性を引き出していく。
- ・開始後は、アパート契約は継続されるので、訓練 中止や事業中止のリスクも検討した。
- ・実施に踏み切ったきっかけは"実施要綱の緩和" だった。

●現状報告

- ・アパート暮らしは、施設のルールから解放され、 自由と権利も拡大すると共に責任と義務が伴う。
- ・アパートに移り自由な暮らしから体重が増えるな どの気になることも多いが、多少の失敗も経験の うちではないか、と捉えている。

●今後の課題

- ・訓練終了後、退所か、訓練継続か、高齢者施設入 所か、このまま救護施設に留まるか、さまざまな 選択肢を本人が納得しなければ意味はない。
- ・退所後の支援は、一時入所や通所事業を行いなが ら、一連の流れの中でサポートすることが、本人

も挑戦しやすく周囲もサポートしやすいのではな いか。

【発表2】

「居宅生活訓練から地域移行までの1年」 松田佐登子(福井県/大野荘)

〔発表概要〕

- ●取り組んだ感想
- ・個別支援計画導入以来、利用者からの地域移行の 希望は出されても取り組みはあまり進まなかった が、平成22年に居宅生活訓練事業と救護施設通所 事業の制度の見直しがあり、以前よりも使いやす いのではないか、との思いから居宅訓練事業を立 ち上げた。
- ・これまでの1年3か月間に3名が訓練を終了し地 域移行を実現。
- ・短い期間の支援の中で最も有効な手段と感じたこ とは"参加者の支援会議の持ち方"だった。
- ・居宅訓練事業を開始し、対象者の地域移行の実現 が非常に身近なものに感じ取ることができた。

●今後の課題

- ・施設として、向こう2~3年の事業利用者を誰に するのか、利用者の意向を踏まえ検討が必要。
- ・地域生活継続のためには、本人の意志や努力とと もにバックアップしていくサポート体制が欠かせ ない。
- ・地域生活を希望し訓練に参加する対象者にとっ て、"夢を実現できる場所"として居宅生活訓練 事業は今後も継続させていかなければならない。

【発表3】

「自立に向けた取り組み |

壹岐広美(宮城県/東山荘)

〔発表概要〕

- ・利用者主体の活動として、施設内作業支援「セカ ンドワークス」を実施。作業内容は、施設内作業、 除雪、施設車両の洗車、封筒作り、チラシのポス ティング、グループホーム開所前のハウスクリー ニングなど。
- ・ワーキングのルールは、対価や報酬を求めず挨拶 と笑顔を忘れないこと、責任を持ち将来の自立し た自分をイメージしながら取り組む。
- ・生活能力にとらわれず定期的にチームメンバーを 変えることで、利用者の関係を固定せず、利用者 同士が協力することで得られるものがあった。

- ・居宅生活訓練事業は4名利用。1日千円で食費を やり繰りするよう職員が助言し、実施したところ、 当初は菓子パンやカップ麺ばかりで体重増加が目 立った。そのため、バランスのとれた献立作りを 考える講座の実施や最低限の調理技術習得に向け ての炊飯の練習を試みた。
- ・今年の4月に、就労訓練及び地域交流促進の場と して「夢見の杜」をオープン、利用者が軽食の提 供や、野菜、花、雑貨等の販売にあたっている。 オープン1か月後から体調不良や精神疾患悪化を きたす方もいたが、一人ひとりが自分に合った作 業時間や作業内容に修正し、取り組むことで、状 況は改善に向かうことができた。

【発表4】

「触法障害者の地域移行」

坪内千仁(大阪府/淀川寮)

〔発表概要〕

- ・少年院、刑務所入所の経歴の利用者。事前情報に とらわれない対応をしていたが、入所から日を追 うごとに多訴、入院願望、自傷行為などの集団生 活不適応言動がみられ、医療機関受診や入院加療 の必要性等を検討していたが、その後の頻回な自 傷行為により入院を繰り返し、本人の意向で退所 となった。
- ・また、別の服役経験のある利用者は、自分自身の 指の動きや周囲の明暗の判別は可能な視覚障害が あった。週1回、障害者支援団体の訪問指導とし て、歩行訓練を含む生活訓練を行い、手帳の申請 取得、要介護認定、自立生活センターへの相談を 経てアパート生活への移行が実現した。
- ・課題としては、障害者自立支援法や社会資源の利 用には限界があり、精神的ケアはその利用者に自 立の意思がなければ継続困難と思われること。ま た、地域生活定着支援センター等も含めた支援団 体がネットワーク化を図り、地域移行するまでネ ットワークを活用したフォローケアが必要ではな いかと思われる。

【発表5】

「自立支援への取り組み~支援ネットワークの構築~」 牛島優太(福岡県/仁風園)

〔発表概要〕

・就労や単身生活への意欲が高い利用者の希望によ り、ハローワーク障害者窓口を通して食品会社へ

- の就職。ジョブコーチのサポートを受けながら順 調に勤務を継続。
- ・定期的に勤務先の上司、ジョブコーチ、障害者職 業センター、当施設が連携し就労状況や課題、支 援方針を共有して取り組んだ。
- ・入所1年後には収入も安定、単身生活移行に向け た社会資源の利用申請並びに調整として障害者就 労・生活支援センターと契約、ジョブコーチや障 害者職業センターとの関わりを継続。調理指導と して居住地の障害者サービスを利用することで退 所となった。
- ・その後、仕事量の増加や上司の過度の期待が負担 となり1年ほどで無断欠勤や精神的不安がみら れ、精神科病院に入院し単身生活が困難となった。
- ・それまで比較的生活が安定していたために、本人 に対し支援機関による状況確認の頻度が低くなっ てしまい、当事者の状態変化に気付きにくくなっ ていたり、メンタル面のサポートが不十分であっ たことなどが反省点として挙げられた。
- ・課題として、情報の共有や支援方針の一致、また 各機関が相互の特性や役割を認識することが必要 である。

【グループ討議】

〔発表概要〕

- ●「地域生活移行支援事業はなぜ必要か」について、 利用者の意欲向上、持てる力を活かすことや本人 の気持ちを実現させる等々の意見が出された。
- ・「実施できないハードルは、どのようにすれば乗 り越えられるか」について、事業内容の説明、宅 配サービス、地域との連携や理解、職員の活用で きる社会資源の把握等が有効との意見が出され た。



〔助言の概要〕

- ●各実践発表について
- ・事業開始に至ったポイントの説明があり、経緯が よく理解できた。
- ・平成22年の要綱の改正が、取り組みに大きなきっ かけになったようだ。
- ・支援態勢に多くのネットワークを構築しながら取 り組んでいるようすが見られた。今後も頑張って いただきたい。
- ●グループ発表を受けて(まとめ)
- ・「地域生活移行」が利用者の一つの選択肢であり、 このオプションがないということは利用者の生活 環境を制限することになる。
- ・現状維持ではなく、時間がかかっても乗り越えて 前向きに取り組んでほしい。

第4分科会

テーマ「新たな制度を活用した支援の推進」

- ○参加者数 103名
- ○議長

栗林昇司(全救協 総務・財政・広報委員会委員 愛媛県/丸山荘 施設長)

○助言者

品川卓正(全救協 副会長 東京都/村山苑 理事長)

○運営責任者

山田 寛(神奈川県/横浜市浦舟園 施設長)

○記録

小林尚美(神奈川県/岡野福祉会館 主任ケアワーカー) 松橋智子(神奈川県/平塚ふじみ園 主任ケアワーカー)

長澤涼子(神奈川県/ノーマ・ヴィラージュ聖風園 支援員)

○会場係

得山丈晃(神奈川県/清明の郷生活指導主任)

【発表1】

「アンケート結果からみる、虐待に関する職員の認識」 三輪宏憲(愛知県/愛厚新生寮 指導員)

〔発表概要〕

- ●今年度からの新しい取り組み
- ・地域での自立を希望している利用者を対象に、障 害者支援センター協力のもと作業体験を実施。通 勤方法や労働時間は自身で考え実践することを支 援した。

- ・地域交流のある保育園へ出向き、草むしり等のボ ランティアを体験した。
- ●アンケート結果からみる、虐待に関する職員の認識
- ・現状把握として、第1回アンケートの実施。「障 害者虐待防止の手引き (チェックリスト)」の職 員セルフチェックを使用した。
- ・平成24年3月に虐待防止委員会を開催した。
- ・追跡調査とし、第2回アンケートを実施した。
- ●取り組みの成果
- ・各職員が、自分自身の支援のあり方、心身の状況 の確認、職員の声を拾い上げ確認できたことは、 一定の効果につながった。
- ・アンケートの調査結果は、虐待防止委員会で、内 容を把握し全職員に公表した。
- ・職員数の不足や、若い職員の教育不足の影響が職 員のストレスとなり、虐待や燃え尽き症候群へと つながる可能性があると考えられる。
- ・調査結果を公表したことが警鐘となり、職員が利 用者への対応を見つめ直し、虐待行為の減少につ なげられた。
- ・利用者に「満足度調査」を行い、利用者の声を聞 くことで、改善に取り組めた。

【発表2】

「施設利用者の権利擁護等の対応について」 森下光夫 (兵庫県/アメニティホーム夢野施設長) 〔発表概要〕

- ●「障害者虐待防止の手引き (チェックリスト)」 の職員チェックリストを基に実施したアンケート 結果
- ・会議では自分の意見を発言しにくい雰囲気がある と答えた職員が6割である。
- ●人権意識の向上に向けた取り組み
- 事故報告・苦情対応の手順表の作成。
- ・「いろんなこと報告書」の作成。
- ・健康管理及び生活上の制限についての再考。
- ●今後の課題
- ・職員会議で事故等の原因、再発防止の確認。
- ・法人理念をどのように浸透させるのか。
- ・リスクマネジメントの体制を整える。
- ・「いろんなこと報告書」を提出しやすくするため に、今後の対策までは記入せず、皆で考えるよう にする。
- ・健康管理上で制限する理由は、医療的な見地から 看護師がまとめているが、生活者の視点に立ち、

個別支援にどう反映していくか。

- ・本人を守るための手段としてとっている制限につ いて、職員側があらためて制限することの重大さ、 過剰な保護は人権侵害になる。
- ・金銭管理をどのように行っていくか。

【発表3】

「人権擁護推進に向けた取り組み |

宇佐洋晃(宮崎県/清風園 支援員)

〔発表概要〕

- ●平成18年から始めた取り組み
- ・人権意識の向上を図るため、毎朝、人権擁護に関 する読み合わせを実施。
- ・毎年9月に法人全体で人権擁護推進月間を実施。
- 利用者支援の原則の徹底。
- ・研修の充実。
- ・人権擁護推進委員会を設置。
- ●取り組みの成果
- ・取り組みを継続することで、人権擁護の意識向上 につながっている。
- ・職員が共通認識により利用者支援に関われる。
- ・利用者間の言動においても、人権擁護の視点から 課題を捉えることができるようになった。

●今後の課題

- ・職員間で人権に対する意識の差がみられる。
- ・チェックリストに取り組んだ結果が、現場で生か されていない状況もみられる。
- ・人権への意識を高め、支援の質の向上につなげて いくために、職員間が牽制し合える職場環境の確 立が必要。
- ・これらの課題を解決していくための、具体的な取 り組みが必要。

【発表4】

「転倒のリスクマネジメントとして『のびのび体操』 に取り組んで」

植田眞理子(香川県/萬象園 看護師)

〔発表概要〕

- ・平成22年より、支援の現場でのヒヤリハット報告 の取り組みを始めた。その結果、転倒の報告が圧 倒的に多いことが判明した。
- ・転倒についての分析と課題を施設のリスクマネジ メント委員会にて協議した結果、以下の3つの課 題が明らかになった。
 - ①ハード面:構造・環境面の問題。

- ②ソフト面:意識・伝達・周知・技術のばらつき や未熟さなどの問題。
- ③利用者側の筋力低下の問題。
- ・①②は、話し合いを重ね改善がみられたが、③筋 力低下の問題については、改善策を個別支援で取 り組んでみたが、継続できなかった。
- ・平成22年にスポーツインストラクター2名を招き 「健康セミナー」を開催した。利用者から体力低 下に関する質問が相次ぎ、皆が積極的に参加した。
- その後、健康セミナーの内容を参考に協議を行い、 利用者が興味を持ち長続きできるような「のびの び体操」と命名したプログラムを取り入れること
- ・「のびのび体操」を取り入れ2年が経過したが、 利用者自身が体力低下防止の意識を持ち、自発的 に参加するようになってきている。
- ・利用者のモチベーションも上がり、この取り組み で手ごたえを感じてきている。一方、専門知識が 十分にない職員にできることは限られており、安 全面に関することなど、より専門的な知識を学ぶ 必要がある。また、専門職であるOTの配置基準 の緩和が望ましい。

【グループ討議について】

- ・平成24年10月より、障害者虐待防止法が施行され る。対応マニュアルなどの準備がまだ整理されて いない施設もあると思うが、「リスクマネジメン ト」「苦情解決」「虐待防止」が利用者支援の大き な課題となってきている。
- ・これらに関する取り組みは、「利用者の笑顔と満 足」を目的として行われるものであり、すべての 支援につながるものである。
- ・また、苦情はすべてをゼロにするのは不可能であ るということである。また、ゼロにすることは、 利用者の声を封じ込めることにもつながる。苦情 は利用者の意見であり、質の高いサービスにつな がるものである。

第5分科会

テーマ「利用者のQOL(生活の質)を高める支援」

- ○参加者数 103名
- ○議長

本山雅徳(全救協 総務・財政・広報委員会委員 熊本県/友愛会銀杏寮 施設長)

○助言者

本間幸生(全救協 副会長 福井県/大野荘 施設長)

○運営責任者 小林祐次郎(埼玉県/育心寮 施設長)

○記録

林尚禎(群馬県/太陽の家事務長) 平野栄司 (群馬県/太陽の家 生活相談員)

○受付

千徳久恵 (栃木県/共生の杜 事務主任)

○会場係

金山眞規(栃木県/共生の杜 支援主任)

【発表1】

「健康管理と食事サービス向上

~栄養ケア・マネジメントの重要性について~」 須藤 文(福島県/しののめ荘 主任管理栄養士) 〔発表概要〕

- ・入所者の健康管理として栄養ケア・マネジメント に取り組んだ。これは、ヘルスケアサービスの一 環として個々人に適切な栄養ケアを行い、その実 務遂行上の機能や方法、手順を効率的に行うため のシステムであり、そのゴールは栄養状態を改善 し、QOLを向上させることである。
- ・栄養管理をしっかりと行いながら、月に1度のお 楽しみランチ、週に1度の選択食、季節毎の行事 食などを取り入れ、入所者が楽しみながら栄養管 理ができるように工夫した。
- ・また入所者が育てた野菜を調理して提供し、食を 通して作ってくれた方への感謝の心や、食べられ ることの大切さなどを実感していただいた。
- ・試行錯誤しながら、他職種と連携を図り、各利用 者のデータ収集、状態把握、分析をして、その利 用者にあった食事を提供している。健康維持のた めに、また少しでも病状が悪化しないように支援 を行い、食事サービスの向上につながるような取 り組みを続けていくことが大切である。

〔助言の概要〕

職員の質を高めることが、利用者に見合った食事 を提供する上で必要である。他職種共同で組織だっ てチームを作り、これからも取り組みを続けていた だきたい。

【発表2】

「日中活動の充実と生きがい支援

一Cグループ活動を通じて─」 中石友美(兵庫県/南光園 介護職員)

〔発表概要〕

- ・景気低迷により内職作業が減り、利用者がメリハ リのない生活を送りイライラ、やる気がでない、 表情が乏しいなど影響が出た。そのため、日中活 動を充実させ生活リズムの確立、維持、意識向上 を図るために活動に取り組んだ。
- ・まずは「自分の部屋から出てみよう」という試み で責任感、達成感を得るために今の生活範囲内で 少し工夫してできるものから取り組んだ。生活が 把握できるように予定表を作ったりペットボトル 洗いなど自発的、積極的な生活を送れるように提 供してみた。また、新たに活動に参加する楽しみ が持てるよう出席ポイントカードを作ってポイン ト制を導入した。
- ・グループ活動により、施設活動の充実、やりがい、 達成感、施設での存在意義が感じられるようにな った。何よりも職員と利用者の関わり密になり 日々の表情などで体調の変化が感じ取れるように なり、支援の質の向上にもつながった。
- ・今後も安全性を確保し利用者一人一人をよく見て より多くの方に参加していただくことが課題であ り大切なことである。

〔助言の概要〕

南光園は個別支援計画を他施設よりも早く導入し た経緯がある。利用者の現存機能の状態に応じた支 援で機能の回復を試み、施設内自立や社会復帰につ なげていただきたい。

【発表3】

「活動を通じて変わっていく利用者のQOL」 西川朋江 (愛媛県/大洲幸楽園 指導員) 〔発表概要〕

- ・日常生活支援は、生活支援と自立支援に分けサー クル、クラブ活動を通して利用者の状態にあった 支援を行っている。利用者の高齢・重度化が進み、 身体介護の割合が高くなった。
- ・利用者のニーズを的確に把握して利用者主体の支 援、利用者の自己実現ができるよう個別支援計画 を策定している。
- ・施設では、農作業を通して収穫の喜びを味わった り、地域活動に参加して自信を得たり、本人の生

きる意欲が出てくるように支援した。

- ・なかでも自分のがんばりを認めてほしいという欲 求を満たすためにポイント制を導入した。自分で 出来る範囲の見合った仕事、自分で目標を持って リハビリをやってポイントがたまった利用者に旅 行、外食、遠足などで還元した。
- ・その結果、いろいろなことに積極的に参加するよ うになり、他の利用者と助け合う姿も見られる。 また、計画的な金銭感覚も身につき、楽しみなが ら利用者自身が可能性を見いだしている。
- ・利用者が納得のできるQOLをめざし、最終的に 社会復帰、地域の中での自立につなげていきたい。 〔助言の概要〕

高齢化が進むなかでポイント制を導入して結果を 公表し、利用者の仕事の達成感や競争心をかきたて た。この手法の議論は別としてポイント制導入はと ても役立ったのではないかと思う。

【発表4】

「施設内の仕事による生きがい活動」

伊原ちずる・橋口英雄(広島県/救護院 介護職員) 〔発表概要〕

- ・利用者が笑顔で活き活きした生活を送ってもらえ るよう、「よろこびワーク」と称して、選別した 仕事や難易度、時間を考慮してポイントを決め、 仕事に対する評価としてポイントを支給する制度 を実施した。
- ・利用者が仕事を選び報酬を得て生活の活性化、心 身の充実、体力維持・向上を目標にした。利用者 同士の交遊関係が広がったり、1日をどう過ごす かを考えて過ごせるようになった。何よりも自分 の役割や満足感を得て自信を持って生活出来るよ うになった。
- ・自然とチームができリーダーシップを発揮する利

用者もできて、積極性も生まれ施設外活動にも自 主的に参加するようになった。そして、今まで職 員がやっていた仕事も利用者と一緒に行うことで 触れあう機会も多くなり、業務の活性化につなが

「危ないからダメ」「できないだろう」「むずかし いだろう」でなく、利用者のあらゆる可能性を広 げることができれば、この取り組みは成功である。 〔助言の概要〕

仕事内容によってポイントを支給する方法を導入 した報告ことは、興味深く伺った。他にも、利用者 の仕事への関心を高めるような方法があると思う。 今後も利用者サービスの質の向上をお願いしたい。

【グループ討議】

- ・ポイント制の導入については賛否両論であった。
- ・食事については、利用者にあった食事を提供する、 という基本に留意したい。
- ・健康管理については、リハビリ、ラジオ体操、歩 行訓練などを無理なく声かけして参加していただ くのがよい。
- ・職員の資質向上については、研修報告や会議の決 定事項などの職員間の情報の提供、共有が大切で あり、申し送り帳の活用なども必要である。



【特別講演】 「救護施設が果たすべき役割と 職員に求められる視点」

明治学院大学 教授 新保 美香 氏

本日は、皆さまとともに、生活保護制度とはどの ような制度なのか見直していきます。そして、今、 まさに制度のあり方が問われている中で、救護施設 が被保護者の支援にあたり何をしていくことができ るのかをご一緒に考えていきたいと思います。皆さ まが担われている役割はとても大きいものであるこ とを実感しています。どうぞよろしくお願いします。

1. はじめに-生活保護をめぐって

はじめに、会場の皆さまそれぞれが、生活保護に ついてどんなふうに感じ、考えていらっしゃるか、 分かち合ってみたいと思います。

①あなたは、生活に困ったときに、生活保護を受給 したいですか?

このように問いかけられて、皆さまは、どのよう に思われましたか。「う~ん、どうだろう…」と、 返答に困ってしまう方もいらっしゃることでしょ う。

私は、さまざまな場所で、このような問いかけを させていただいています。たとえば、学生など若い 方におたずねしますと、多くが「受給したい」と答 えてくださいます。私は、これはたいへん望ましい ことだと思っています。なぜなら、生活保護制度は、 国民が困ったときに誰でも利用できる制度であり、 こうした制度の趣旨は義務教育においても憲法や生 存権を学ぶ場面において、一貫して教わってきてい ることだからです。社会福祉学を学ぶ学生たちは、 大学入学後の学びの中で、繰り返し、制度の理念や 意義を学びます。したがって、制度の趣旨をしっか り学んだ場合に、「困った時に利用するのはあたり まえ」と考えることはむしろ当然のことです。

しかしながら、若者がこのような反応をすること について、もしかすると、驚かれた方もいらっしゃ るかもしれません。そして、比較的年齢の高い方の 中には、「若者がそのように考えるなど信じられな い」とおっしゃる方もおられます。「保護はできる だけ受けないで生活したい」という考えの方ももち ろんいらっしゃいます。

さて、皆さまはいかがでしたか。ここでは、皆さ



まご自身が、生活保護の受給について、どのような 考え方や感じ方をされていたかということを確認し ていただき、次に進んでいきたいと思います。

②「生活保護について」、どのようなことを感じて いらっしゃいますか?

次の質問については、ぜひ、近くの席の方と話し 合ってみてください。

(2~3人で3分間のフリートークを実施)

最近では、生活保護受給者の増加をはじめとして、 テレビやニュースで、生活保護に関する報道が多く なされるようになりました。ワイドショーで話題に なったこともあり、ほぼ毎日のように、テレビをつ ければ、その報道をしているというような時期もあ りました。

皆さまは、生活保護施設に勤務されていますので、 生活保護について「知らない」という方はいらっし ゃらないと思いますが、このように、生活保護とい うキーワードが、一般に広く知られるようになって きたのは、ここ数年のことだと思います。皆さまが どんなお話をされたのか気になるところではありま すが、もう少し、生活保護をめぐる諸状況について、 深めていきたいと思います。

③生活保護をめぐる事例から

次の2つの事例から考えてみます。

<エピソード:相談の窓口にて>

Aさん (男性 50歳 単身世帯)

大工として就労していた。病弱だった妻と暮らし てきた。子どもはなく、妻は3年前に死亡。1年前 に脳梗塞で倒れ、左半身に軽いマヒが残った。以後 仕事ができず、蓄えを使い果たしてしまった。民生 委員に保護の相談に行くように勧められ相談に来所 した。

Bさん (男性 50歳 単身世帯)

スナックを経営していた。店を3件経営していた 時代もあったが、不景気によりうまくいかなくなり 借金を重ねた。この頃よりパチンコ・酒で気を紛ら わす生活。妻とは3か月前に離婚。友人に借金して なんとか生活していたが蓄えがなくなり、今日たべ る米もなくなったと相談に来所した。

これらAさん、Bさんの事例について、それぞれ に要保護性(生活保護を受ける必要性)があるか考 えてください。二人とも保護の申請意思はあるとし ます。

答を申し上げますと、AさんもBさんも申請意思 があり、資産がない状況にあれば、当然、生活保護 を申請し、受給することができます。

こうした事例をお示ししたときに、一般の方の中 には「AさんはいいけれどBさんはだめなのではな いか」という感覚を持たれる場合が少なくありませ ん。中には、「なぜBさんが生活保護を受けられる のですか?」と、私に質問される方もおられます。

生活保護は、先にお話させていただいたように、 「困った時には誰でも利用できる」はずの制度なの ですが、実際には、制度を利用すべき人、そうでは ない人というように、わけて考えてしまうような状 況が生まれています。これは、なぜなのでしょうか。

2. 知っていますか? 生活保護制度

今度は、生活保護に関する質問です。以下の問い に、○か×のどちらかで答えてください。

- ①生活保護を受けている人は、自動車を所有するこ とができない。
- ②年金受給者は、生活保護を受けることができない。
- ③住民票がなければ、生活保護を受けることができ ない。
- ④持ち家に住んでいる人は、生活保護を受けること ができない。
- ⑤仕事が見つかり働き出したら、生活保護は廃止に なる。
- ⑥扶養義務者に収入があるのに生活保護を受けるの は、不正受給である。
- ⑦生活保護を受給できる年限は、生涯で5年以内と する法律改正があった。

正解はすべて×です。簡単に解説をしますと、生 活保護の受給の可否は、個人の生き方や所有してい る物品の有無で決められるわけではないのです。国 で決められている最低生活費の基準を上回る資産や 収入があれば生活保護は受けられませんが、国で定 める基準を下回っている状態であれば、その足りな い部分を補足するかたちで、受給できます。そして、 何より大切なことは、国民の誰もが、生活保護の申 請をすることができるということです。

それでは、ここでそれぞれの質問の答えを簡単に お伝えします。生活保護制度の運用は、変化してい きますので、現在の状況ということでおききくださ

- ①自動車については、車を使って仕事をしている 場合、障害がある方が移動用に使う場合、さらに6 か月以内に就労により生活保護から脱却できる見込 みがある場合などには、自動車を保有することが認 められています。
- ②年金受給者で年金が最低生活基準に満たない場 合は、その差額分を生活保護費として受給すること が可能です。
- ③住民票ですが、生活保護は人の生活、生命を支 える制度であり、住民票がどこにあるかにかかわら ず、実際にその方が居住している場所にある福祉事 務所に申請ができることになっています。
- ④ 持ち家も同じです。 持ち家があるからだめとい うわけではなく、それを資産として活用するか処分 するかを検討したうえで、保有の可否は福祉事務所 が判断します。65歳以上の場合は、要保護世帯向け 不動産担保型生活資金(土地家屋を担保とする生活 福祉資金の貸付制度)を活用することになっていま すが、この制度の決定には一定の時間がかかります。 手続きしている間は、生活保護の受給は可能です。
- ⑤は仕事が見つかったから生活保護が廃止になる わけではなく、実際に働き出して生活保護基準を上 回ることがわかったところで、はじめて廃止となり ます。就職が決まった時点で生活保護の辞退を求め てしまい、その結果、餓死事件につながったという ようなことも過去にはありました。
- ⑥については、今年に入り、芸能人の扶養親族が 生活保護を受給していたということで話題になった 例をもとに取り上げてみました。生活保護制度にお ける扶養の考え方や判断は民法に基づいていること や、不正受給とは、そもそもどのようなことを指す のかという説明はあまりなされないままに報道が続

き、「子に一定の収入があるのに親が生活保護を受 けているのは不正受給にあたる」と理解された一般 市民の方が少なくないと思います。

報道された事例に関していえば、もし仕送りを受 けていることを福祉事務所に申告せず、福祉事務所 が知らなかったということになれば明らかに不正受 給ですが、福祉事務所には届出をして相談をしてい たという事例でした。

⑦については、生活保護は期限を決めたほうがい いのではないかという議論がなされることがありま すが、日本の生活保護制度は、期限は定めていない 現状にあります。

今回の質問は、世間の噂をもとに作ってみました。 全部×が付けられた(正解した)からいいというこ とでありません。生活保護というのは、なかなか正 しい姿で伝わっていないということを知っていただ くとともに、制度の利用を必要とする方が、間違っ た知識で、保護の申請を躊躇したり、申請できずに 命を失うことのないように、制度を正しく理解し、 活用することが大切であることをお伝えできればと 思いました。

3. 生活保護制度の特徴~生活保護法の意義と目的~

次に、生活保護制度について説明していきます。

(1) 生活保護法の目的

生活保護の目的は、「健康で文化的な最低生活の 保障」と「自立の助長」の2つであり、生活保護法 第1条に規定されています。金品の給付と生活を支 援していくサービスが一緒に同じ重みで行われると いうのがこの制度です。

ここでのポイントは、「食べるためにギリギリと いう基準ではないこと」、「自立の助長を行うために ケースワーカーが相談援助にあたること」です。ま た、生活保護における「自立」は、生活保護から抜 け出ることや、働いて収入を得るというような意味 ではありません。日常生活自立、社会生活自立、経 済的自立の3つが位置づけられており、これらはい ずれかに重みがあるということではなく、それぞれ が並列であって、関連しているものとされています。

(2) 生活保護の4原理・4原則

生活保護の基本原理には、①国家責任の原理(法 第1条)、②無差別平等の原理(法第2条)、③健康 で文化的な最低生活保障の原理(法第3条)、④補 足性の原理(法第4条)の4つがあります。

このなかの②の「無差別平等の原理」は、「貧困 に陥った理由を問わない」ということを意味します。 先ほどのAさんとBさんの事例では、過去の経緯か ら、Aさんが今保護を受けるのは仕方ないが、Bさ んはどうなのか、という見方をしてしまう場合があ るとお伝えしましたが、生活保護制度の利用におい ては、過去の生き方は問われません。なぜ過去を問 わないのかということは、あとでご一緒に考えてみ たいと思います。

そして、4の「補足性の原理」については、年金 や手当のように一定額が同じように支給されるので はなく、その方の生活に合わせて足りないところを 補うことを意味します。その際に、その方の資産、 能力、その他あらゆるものを考慮して、保護の必要 性の判断がなされます。この場合の能力とは、働く ことができるか否かということです。

ケースワーカーが、生活保護の決定に際して最初 に行うことは、相談を通じて、何が足りていて何が 足りないかをおききすることです。その際に、今お 金がいくらあるのか、働けるかどうか、健康状態が どうなのか、今までの経過はどうなのか、といった ことを確認します。さらに、扶養義務者が援助でき るのであれば、それを優先することとなっています ので、親族の状況をおうかがいすることになります。

ここで確認することは、保護の決定のために必要 なことですが、通常は人が他人には話したくないこ とではないでしょうか。皆さまは、いかがでしょう か。できれば、積極的に話したくない、秘密にあた ることばかりではないかと思います。

生活保護の相談、申請にあたっては、このように 制度のきまりとはいえ、かなり個人のプライバシー に踏み込んだ状況を申告する必要が生じます。

時には、このことが、相談、申請する利用者に心理 的な負担を与えたり、また、相談場面でのケースワ ーカーと利用者の関係性の構築をむずかしくするこ ともあります。

できるだけ相談者、利用者に制度の原理原則を十 分に説明し、制度の特徴を理解していただいたうえ で制度を申請し、活用していただくことが大切だと 思います。

生活保護の4つの原則には、①申請保護の原則(法 第7条)、②基準及び程度の原則(法第8条)

③必要即応の原則(法第9条)、④世帯単位の原

則(法第10条)があり、これらもあわせて理解して おく必要があります。

4. 生活保護を取り巻く現状について

生活保護を取り巻く状況としては、まず生活保護 受給者の急増ということがあげられます。また、社 会のなかで、生活保護制度への関心が高まっている ということもあります。

一方で、制度の趣旨、実際の取り組み、利用者や 当事者の声が十分に伝わっておらず、一般市民の間 で、そして関係者の間でも、共通認識・理解が得ら れていないということを感じています。

それでは、なぜ生活保護制度は理解されにくいの でしょうか。

生活保護法は、憲法第25条に規定される「生存権」 を具体的に定めた制度です。でも最近「個人の責任 で貧困に陥った人を、なぜ国民の税金を使って支援 しなければならないのだろう」という意見も、多く みられるようになっています。皆さま自身が「この 人に対応する必要があるかのだろうか」と、悩んで しまうことがあるかもしれません。

なぜ、市民、あるいは私たちが「複雑な思い」を 抱いてしまうのでしょうか。昭和21年に制定された 「旧生活保護法」に存在していた「欠格条項」には、 素行不良者・勤労意思のない者・勤労を怠る者・生 計維持に努めない者・扶養義務者の居る者には、保 護をなさないという「欠格条項」が存在しました。「現 行生活保護法」では、こうした欠格条項はなくなり ました。しかしながら、昭和25年に「現行生活保護 法」が施行され60年以上経った今も、旧法の考え方 が知らず知らずの間に継承されている現実がありま す。生活保護を必要とする方は、一人ひとりに、病 気や障害、家族の支えが得られないなど、外から見 えない何らかの状況があります。そうした背景を理 解し、抱えているさまざまな生活課題を解決できる ように働きかけていくことが大切です。

解決策を示さず、「制度に依存する人」「かわいそ うな人」「自己責任だから仕方ない」というような かたちで、保護を受けている方を非難し、排除して も、そこからは何も生まれてきません。かえって、 その人が持っている力を、失ってしまうことにつな がります。

「貧困であること」は、一時的な状態、状況です。 そうした状況から脱却し、その人らしい生活を営め るようにするには、いま、その人がどのような「力」

を持っているかを見出し、その人自身が自分で目標 に向けて歩み出すことができるように「サポート」 することが必要です。

私自身も、これまで自分自身が育って来る中で、 旧生活保護法のような考え方を、大人たちからいろ いろな形で伝えられてきた経験を持っています。例 えば、子どものころ路上生活をしている方を見て、 あの人はどういう人かと尋ねたときに、それに対し て、子どもでもわかるように答えてくれる大人とは 出会ったことがありませんでした。

「見てはいけない」「そういうことは人に訊くもの ではない」ということを言われました。また、「あ の人たちは自己責任であのようになっているのでは ないか」と言う大人もいました。こうして、私は誰 にも、なぜ社会には路上で生活をせざるをえない 人々がいるのかを尋ねることができないままに成長 しました。

その後、社会福祉の勉強をするようになり、「貧 困は個人の責任ではなく、社会的に生み出されるも のである」ことを学び、路上生活を余儀なくされる 方々の状況も理解できるようになったのですが、今 度は「では、なぜ大人たちは私にあのようなことを 言ったのだろう…」という疑問が生じました。私が 出会った大人達は、「人権意識のない人だったのだ ろうか」と思ったこともありました。でも、それも 誤りでした。

旧生活保護法に規定されていたのは、その時代の 日本人の規範でした。そうした時代を生きていた人 たちが、自分が教わった考え方を、子ども達に教え てきたということだったのです。そのことを、改め て、日本の公的扶助の歴史を学ぶ中で、気づいたの でした。

しかしながら、「無差別平等」の原理を持つ現在 の生活保護法が施行されて60年以上たつ現在、現代 を生きる人々の中に、現在の法律の理念ではなく、 旧生活保護法の考え方が根強くあるとすれば、その ことをどのように受けとめればよいのでしょうか。

貧困や生活保護制度に対する国民の意識を変えて いく必要がありますが、それが、なかなか進みにく い現実があることは否めません。その背景には、当 事者が声をあげにくく、当事者に対する理解が得ら れにくいという状況があるのではないかと私は思っ ています。貧困や生活困窮の状況に陥った経験のあ る人、そして生活保護制度の利用者は、生活に困っ た時に、どのような対応が助けになるのか、また、

現在の生活保護制度のどこがよい点なのか、また、 どのような点が課題なのかを、一番知っている存在 です。

私たちがこれからの制度の在り方を考えていく時 には、「私たちから見える当事者・利用者」に対し て何をするか考えるのではなく、当事者や利用者の 経験や声をふまえて、誰もが生活に困ったときに、 利用しやすく、また、安定的な生活につながる制度 や支援とはなにかを、検討していく必要があるので はないかと感じています。

5. Bさんの強みを見出す

では、救護施設で働いていらっしゃる皆さまには、 当事者の方々に、どのようにかかわっていただくこ とができるでしょうか。さきほどの、Bさんの事例 から考えてみたいと思います。このBさんのストレ ングス(強み・力・良いところは)どこでしょうか。 Bさんのストレングスを、先ほどのチームで、でき るだけ多く探し出していただきたいと思います。 (2~3人で3分間、Bさんの強みを出し合う)

ありがとうございます。それでは、Bさんの強み を確認していきましょう。

スナックを経営していたということで、経営の能 力や才覚がありそうですね。それから、お金を貸し てもらえるほどに信用もあったとみることができま す。家族生活をした経験があること、離婚という形 で区切りをつけることができたこと、このような状 況になってもお金を貸してくれる友だちがいること などもありますね。自炊ができること。情報収集の 力もあります。そして、健康です。また、住む家が あります。

何よりも、自分の命を大切にされていることです。 50歳の人にとって、福祉事務所の敷居は高かったと 思うのですが、相談に来ることができました。相談 できる力もとても大事な強みです。

このように、ストレングス視点でBさんをとらえ 直してみますと、本当に、Bさんには、豊かな強み や力があることが理解できます。

仮に、Bさんの過去を問い、Bさんを責めても、 Bさんからは、前向きな力が生まれてくるわけでは ありません。せっかく相談支援の場につながったに もかかわらず、再び、力を失ってしまうことになる かもしれません。何とかしたいと相談に訪れた、そ のBさんのもつ強みや力を見出し、Bさんに伝え、 Bさん自身ができるだけ、自らの課題解決に取り組 めるように支援していくことが、社会福祉実践に携 わるプロだからこそ、できることではないかと思い ます。

こうしてBさんをストレングス視点でとらえ直し てみますと、生活保護制度の無差別平等の原理が、 いかに素晴らしいことかと、あらためて思います。

6. 救護施設が果たす役割と職員に求められる視点

最後に、救護施設と職員の皆さまへの期待をこめ て、お話させていただきます。

今後、救護施設に果たしていただきたい役割とし ては、二つあげられます。

第一は、「人間の尊厳の尊重」という理念に立脚 した施設でありつづけることです。ありのままの利 用者一人ひとりの存在を、かけがえのないものとし て大切にできる組織であっていただきたいと思いま す。

第二は、地域にひらかれた「地域の人々の居場所」 となれる存在であっていただきたいということで す。人びとの「孤立化」が課題となっている現在、 ぜひ、施設の機能を地域にひらき、地域住民が「居 場所」のひとつとして頼ったり、集ったりできる場 所にしていただきたいと思います。

「地域にひらく」プロセスでは、職員のみならず、 利用者の皆さまにも、お力を発揮していただく発想 を、忘れないでいてください。私もいろいろな救護 施設にお伺いした経験がありますが、その際に、利 用者の方から「こんにちは」とか「よく来たね」「ど こから来たの」と、笑顔で声をかけていただけるだ けで、とても元気をいただく思いがしました。利用 者は、地域の方々に施設を知っていただくうえで、 とても大事な存在であると思います。

また、『月刊福祉』2012年10月号に、天竜厚生会 における生活困窮者に対する伴走型支援が紹介さ れ、また今大会の分科会でもさまざまな報告を伺い ましたが、このように、広く皆さまの取り組みを発 信していただくことも、大切なことです。

そして、救護施設に勤務される職員の皆さまに期 待したいことは、以下の二つです。

第一は、利用者の「ストレングス(強み、いいと ころ)」を見出す支援を展開していただくことです。 いいところ探しの発想が、一人ひとりの可能性をひ

らいていきます。「ストレングス視点」を、ぜひ日々 の実践に活かしていってください。そして、ご自身 の、そして職場、組織のストレングスをみる視点も 大切にしていただきたいと思います。

先ほど、Bさんのいいところ探しをしていただき ましたが、こうした視点を、アセスメントや、個別 支援計画の立案に、ぜひ活用していただきたいと思 います。

また、ストレングス視点は、利用者への個別支援 に生かすだけではなく、ご自身や職場・組織のスト レングスを見る視点としても大事にしていただきた いと思います。物事にはいろんな側面があります。 よい・悪いという視点から物事を捉えがちですが、 強みというのはよい・悪いではなく、光の当て方に よって、いくらでも、さまざまに見出すことができ ると思います。

自立支援は、誰かに何かを「こうしなさい」と押 しつけていくものではなく、当事者、利用者を中心 に、一人ひとりがその人らしく、その人自身さまざ まなことに取り組むプロセスを重視しています。結 果として、定めた目標が達成できるのは嬉しいこと ではありますが、私たち社会福祉実践に携わる者は、 単に、目標を達成できたかどうかということにとど まらず、目標に向かって歩むなかで、失敗も含めて そこで経験できること、そこで感じ、考える、プロ セスを大切にします。

私もたくさん失敗しますが、最近このストレング ス視点を心にとめるようにしてから、「うまくいか なかった、失敗しちゃった、だめだなぁ…」という のではなくて、「あ、なんかこういう経験ができた こともよかったなぁ」と思えるようになりました。

ただ、自分自身で自分のストレングスを探すのは 案外難しいものです。やはり誰かに話をして、「いや、 新保さん、そういうふうにあなたは失敗と思ってい るけど、大事な経験ができたじゃない」と言っても らえて、はじめて、状況のとらえなおしができるこ とを実感しています。ぜひ、職場の中では、お互い の経験を共有するなかで、それぞれの強みを見出し、 そして、プロセスを大事にしながらお仕事を進めて いただきたいと思います。

第二は、視野を広げて、チャレンジをしていただ くことです。救護施設に「あらたな役割」が求めら れている現在、施設の中から外へ、ぜひ視野を広げ ていってください。地域、そしてそこにかかわる様 ざまな人びと、団体と出会ったり、全国の救護施設 のお仲間と交流する中で、救護施設の職員として何 ができるか、やわらかな発想で考え、チャレンジを 続けていただきたいです。

その際大切なことは「失敗を恐れない」こと、そ して「(仕事を) たのしむ心を忘れない」ことです。 皆さまがいきいきと日々の業務に取り組んでおられ る姿にふれながら、きっと施設の利用者の皆さまも、 そして地域の方も一緒の仲間になって、地域を住み やすいところにしてこうと力をあわせていくような 雰囲気が生まれていくのではないかと思います。

今年度もこうして皆さまとご一緒に大会で出会い の機会をいただき、たくさんのことを学ばせていた だいたことに感謝をしながら、私の話はこれでおわ りにしたいと思います。皆さまのますますのご活躍 を心からお祈りしております。どうもありがとうご ざいました。

【記念講演】 「日本の伝統文化」

静岡文化芸術大学 学長 熊倉 功夫 氏



この浜松の地で、このような素晴らしい大会を開 いていただき、浜松にあります大学の長といたしま して、御礼申し上げたいと思います。

静岡文化芸術大学は、全国の公立大学のなかで新 幹線の駅に一番近い大学となっていまして、ここか らも歩いて15分ほどのところにあります。1,500人 ほどの学生が、文化政策学部とデザイン学部の二つ の学部で学んでいます。今、文化というものは、行 政をはじめさまざまな方面で大きな役割を果たして おりますが、文化政策学部では、アート・マネジメ ントや、文化に関する行政的なサポートを国内外で どう進めていくか、というようなことを教えており ます。また、浜松はご存知のとおりヤマハやスズキ、 カワイといった企業に代表されるように、モノづく りのまちです。モノづくりでは、デザインがたいへ ん大事になっていますが、デザイン学部では、プロ ダクト・デザイン、メディア・デザイン、空間デザ インといったことを教えております。

日本人にとっての信仰

本日、私がお話しするのは、日本の文化について です。伝統文化と申しますか、われわれが知らず識 らず身に染み込んでいる文化の話をさせていただこ うと思っています。

先に結論を申しますと、われわれが自然というも のを考えたときに、そこには日本人の独特の信仰と いいますか、ものがあるのではないかということで す。

われわれは、もう絶体絶命というときに何を考え

るかというと、神様、仏様、なんとかして欲しいと いうことを思うわけであります。考えてみると神様 と仏様を混同したまま平気なのが日本人でありま す。

日本人はある意味で信仰という、いわば宗教とい う西洋的な概念とは違った、信仰を持っているので はないかと思います。そもそも神様と仏様を区別し ている方は少ないでしょうし、そこが日本人のいい ところだと思います。

大晦日にNHKの紅白歌合戦が終わって「ゆく年 くる年」という番組が始まります。番組はお寺の鐘 で始まるのですが、11時45分から12時ちょうどまで はお寺の中継がずっと続きます。そして12時を過ぎ、 「あけましておめでとうございます」と言った途端 に、神社の参詣に画面が変わります。ゆく年は仏様 で、くる年は神様、これが日本人の便利なところな のです。

皆さんが仏壇の前でお線香をあげる、お花を供え るときに何をお願いしているでしょうか。家族の無 事を祈る、ということが多いと思いますが、あのと きに観音様、お釈迦様と言ってお願いしている方は 少ないわけです。自分の先祖にお願いをしているの です。

うちでは、先祖ではなくて、先日亡くなりました 犬の写真があるのですが、犬に毎日お願いしていま す。この犬が15年間わが家の平和を維持してきまし たので、いまだにわれわれを守ってくれているよう な気がしています。

このように、よく分からないけれど、亡くなった 魂というものがあって、われわれを守ってくれてい る、と思っているのが日本人の信仰です。

その信仰を仲立ちするのが自然なのです。自然を 介してわれわれは神と、ここでの神は神道の神様で はなく八百万(やおよろず)の神になりますが、そ の神と結ばれているのではないかと思っているので す。

花鳥風月に表された日本人の美意識

花鳥風月というと、よく日本人の美意識として表 現されます。雪月花などの言葉もありますが、私は 花鳥風月はじつにいい言葉だと思っています。

花とは植物一般をすべて指しています。鳥は動物 です。生きとし生けるもの、つまり植物、動物、命 あるものをすべて含んで花鳥という言葉で括ってし まいます。

風は自然現象です。風が吹き、雨が降り、日が照 り、嵐がきて、いろいろな自然災害もあり、またの どかな自然が展開するわけですが、その自然の現象 一般を含めて風としています。

月は大宇宙です。天には太陽があり、月があり、 星がある。地球もその中の一つですが、そういう大 宇宙を月と表現しています。

すなわち、花鳥風月とは森羅万象、われわれの字 宙、世界をすべて含み、起こり続ける変化を悠久な 時間の中へとじ込めている言葉ではないかと思って います。

その花鳥風月ということを、日本人は非常に大事 にしてきました。日本というのは素晴らしい国です。 私ははじめて外国に出かけ、アメリカに一年程滞在 してヨーロッパまわりで帰って来たとき、もう40年 ほど前の4月のことでしたが、東京から京都に向か う新幹線の中から景色を見て、日本はこんなにも美 しかったのかとつくづく思いました。

日本はどこへ行っても清らかな水が流れ、山々が 緑に覆われ、春になるとさまざまな花が咲き、秋に なると木々が紅葉し、なんともいえない彩りがあり ます。温暖で四季のあるモンスーン地帯にあり、親 潮と黒潮がぶつかる海域にあり、しかも平均降雨量 が1,800ミリという豊かな雨量がある―こういう自 然風土に恵まれている国というのは、世界中を見て も少ないと思うのです。

こういう風土のなかで、われわれの感性は知らず 知らずのうちに育てられています。その感性という のは、この自然はわれわれに与えられた恵みである と思うのです。

少し疲れたときに庭に出てみる。そこには、名も 無き雑草が生えている。そのような、知られること のない草のなかには、美しい小さな花が咲いていた り実をつけていたりしている。こういうことをふっ と思ったときに、われわれはなんとなく癒されます。

日本の食文化

私は「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検 討会」の会長を務めています。3月には、「日本の 食文化を世界の無形文化遺産に」という提案が、日 本政府からユネスコ本部に送られところです。

食文化というのは、これまであまり文化としては 認められてきませんでした。食べるところを見られ るということは恥ずかしい、という思いがあります。 食べるということは秘め事なのです。

なぜ食べることが恥ずかしいのかというと、人間 が無防備になるからです。襲われても警戒できない ような状態というのは恥ずかしい、と人間は感情で 表現するわけです。同じように、排泄や睡眠も、見 られると恥ずかしいことなのです。そのため、そう いう行為をするときには、鍵を掛けるとか、マナー や行儀作法をつくるなどして、見られても恥ずかし くないようにしているのです。

つまり、食べるという行為がわれわれのなかにそ の恥ずかしさを醸成する。そういうことが逆に恥ず かしさを超えることで、人と人が親しくなる。この ような現象があります。飲食は言葉を超えたコミュ ニケーションといえましょう。

今、食べることはとても盛んですが、それでは、 食の文化とは何か、ということです。これがよくわ からないのです。日本には、国家が文化を保護して いる、文化財保護法という法律がありますが、法に よって国の保護政策の対象となっている文化とは、 西洋において文化として認められているものだけな のです。日本独特のお茶やお花、食といったものは 文化として認められていません。

衣食住といいますが、衣は文化に位置付けられて います。工芸として認められていますので、染織作 家の中には人間国宝に指定されている人もいます。 あるいは、住むことについても文化に位置付けられ ていて、建築家のなかには、芸術院会員もいれば、 文化勲章を授与された人もいます。

しかし、食に関しては人間国宝はおりませんし、 文化勲章を授与された人もいません。食というもの は文化として認められてないのです。これではいけ ません。なんとか日本の伝統的な食文化というもの を認めさせなければいけない、われわれも文化とい う意識を持たなければいけないということが、今度 の世界無形文化遺産に登録する大きなひとつの目的 なのです。

日本の食文化が世界の食文化のなかでどのような 特色があるのかを説明するために、私たちが掲げた 大きなテーマは「自然の尊重」です。日本の食文化 は、自然の尊重というところにひとつの大きな特徴 があるということです。

たとえば、生の魚をそのまま食べるということは、 世界的にみると非常に珍しい文化です。刺身という 生の魚を食べる文化は、料理はしないということで す。刺身に限らず、日本の料理では、なるべく料理 をしないほうがいいという概念があります。その食

材の持っている持ち味を生かすこと。その持ち味を 殺してしまうような味つけをしてはいけない。これ が日本の料理の大原則です。こう考えてみますと、 料理をしないものが一番いい日本料理だということ にもなります。

そう言えるくらい、日本の食文化というのは、自 然を尊重している。それが第一である、ということ を、今回の提案書には書きました。

これが通るかどうかわかりませんが、平成25年11 月には、ユネスコからからのリアクションがある予 定です。その意見をまた補いまして、うまくいけば 平成26年春には、日本の食文化がユネスコの無形文 化遺産に登録される。こういうことに今取り組んで います。

桜、花見

そこで、われわれが申しました「自然の尊重」と いうのはなにかということです。

どの国でも、どんな民族でも、自然は尊重してい るわけです。そのなかで、日本人が自然を尊重する という気持ちに込められたものはなにか。このこと が、「神との対話」ということにあるのではないか と思っています。

たとえば、花鳥風月にある花ですが、花といえば 皆さんがすぐ思い浮かべるのは桜です。もう平安時 代の歌人たちも、皆花といえば桜というように考え ていました。

ところが万葉集を見てみますと、桜は少ないので す。一番多く出てくる花は梅です。『木花咲耶姫』(こ のはなさくやひめ)という言葉がありますが、木花 とは梅のことです。だから、梅こそ日本の本来の花 だったという意見がありますが、私は反対です。

梅という音は、大和言葉ではなく、中国の音です。 「メー」という中国の音が、外来語として日本に定 着したものです。外来語として定着した花は、日本 の特徴的な花ではないと私は思うのです。

それに対し、桜というのは大和言葉です。『さ』 という農業を司る神様の名前と、神様が居るところ という意味の『くら』からできているのです。日本 の神様は、春から秋の間は里におりて、われわれの まわりで農耕を助けてくれるわけですが、その農耕 の神は収穫が終わると山に帰っていってしまいま す。そして、春になるとまた里におりてくる。山に いた神様が里におりてくる頃、「山わらう」という 言葉がありますが、ちょっと黄ばんだ感じで山がぼ ーっとしてきた時期にぱっと白い花が咲き、「あ、 山から神様がおりてきた」と、人びとが感じた花。 これがさくらなのです。

つまり桜の木というのは、単なる木ではなくて神 の居る木であると、昔の人は感じておりました。桜 が咲いた、ということは、そこに神様が居るわけで すから、その神様をもてなさなければいけません。

まことに現金な話ですが、神様はいい気持ちにな ると豊作をもたらしてくれる。怒らせたらたいへん で、悪いことをするわけです。ですから、なるべく ご機嫌よくお迎えなければいけない。そのためには、 やっぱりご馳走しなければいけない。ただ、一人で 食べていただくのはお気の毒で、皆一緒に食べたら 神様も楽しいだろう、さらに、盛り上げたほうがい いだろうと、お酒を飲んだり、歌を歌うようになっ たのです。

あの花見の宴会というのは、自分たちが楽しんで いるのではなく、神様をもてなし、喜ばせているの です。ですから、花見ということは、桜の木の下で しかやらないわけです。「さ」の神をもてなす宴会 だということです。

桜の花を迎えることは、古代の人は農耕の始まり だと受け取っていました。一年の農業が始まるに当 たって、今年の豊作、凶作、あるいはどういう作物 がいいか、そういうことをここで占う必要がありま す。

花見は満開の桜を楽しむことではありません。本 来は、今年はどこの桜がよく咲いたか、花付きはど うか、いつ頃咲き出したか、長持ちしたか、こうし た花の状態を見て、今年の気候、農作物の行方を占 うための大事な行事だったわけです。

見るというのは、占うということなのです。「日 和見」という言葉がありますが、風を見る、日和、 天候を見るということは、今の天気予報士の仕事で

「暦」という言葉がありますが、本来は日(日は ヒとコという読み方があります)をヨム(コヨミ) ということ、日月の運行が記されているということ です。そういう宇宙の運行を知っている人、これは 日を知るという意味で「聖(ひじり)」と呼ばれて いました。聖人のことを「聖(ひじり)」と言いま したが、暦には、将来、未来を予測するということ があったのです。

昔の人々は一年間の自然の運行について桜を見て 読み取り、そしてその神の加護のもとに豊作をもた

らしてほしいと考えた。これがおそらく花見という ことの原点であろうと私は思っています。

花の力

このように、桜は特殊な花ではありますが、花そ のものが非常に日本人にとっておそるべきもの、非 常に力のあるものだということにもなります。

私は京都に住んでいまして、自宅の近くに大徳寺 というお寺があります。その脇に今宮神社があるの ですが、ここには平安時代から続いている「やすら い祭」というお祭りがあります。4月の中旬に、直 径2mぐらいの大きな傘を立て、その傘の上に山吹 や椿といった花を飾ります。その花傘を行事の人が 持って町内をねり歩きます。その花傘がきますと、 まわりにいる6人ほどの若者が、「赤熊(しゃぐま)」 という赤い長い毛の被り物を被り、羯鼓(かっこ) という小さな太鼓をたたきながら、「やすらえや、 やすらえ」と歌を歌いながら踊るのです。

その中を、われわれは花の下を通り抜けます。そ うすると、花の霊力がわれわれの身に降りてきて、 この一年間を無病息災でいられる、という約束をし てくれるというのです。

花の力というものは、われわれの無病息災を約束 しています。要するに花の力でわれわれの厄を払っ てくれる。厄払いの力が花にはあるのです。

こうした花鎮め(はなしずめ)の行事というのは 日本全国いたるところにございます。「花祭り」と いう言葉になっておりますが、花の力でわれわれが 守られている、という思いなのです。

花というのはたんに美しいから飾るのではなく て、目に見えない神様とわれわれの通信手段、仲立 ちをするもの、ということがいえるのです。

われわれと神様とを結ぶ依代

日本の神様というのは姿が見えないものです。神 社に行きましても、本殿はすべて扉を閉めていて、 中を見ることはできません。すなわち、中にはなに もないということです。

見えないものですから神様がどこにいるかわから ないため、われわれはどうやったら自分たちの気持 ちを伝えることができるか。

神社に行くとガラガラっと鈴、鰐口を鳴らして音 を立てます。それは、お参りに来ましたよ、お賽銭 をあげますから、ちゃんと見ていてください、と神 様に知らせるために行うのです。柏手を打つことも、

神の注目をこちらに引き寄せたいからです。このよ うに、神様が見えないものですからいろいろ苦労す るのです。

もう一つ方法がありまして、神様にここに来てほ しいというときに、神様に来てもらうアンテナのよ うな目印を立てるわけです。このアンテナを「依代 (よりしろ)」といいます。

ですから、依代はなるべく目立つものがいいので す。高い木や高い山は依代で、白山も富士山もみん な神様の山になるわけです。あるいは神社仏閣にあ る大きなご神木も依代です。東京スカイツリーは、 現代の東京の依代ともいえます。

人間のなかでも巨大な人間、関取は依代です。横 綱は綱というしめ縄を締めていますが、あれは神様 なのです。ちなみに、相撲とは「素舞う」、裸で舞 うということです。裸で踊っているものと思えばい

能舞台には、必ず背景に松が描いてあります。あ れは松が依代ということです。

奈良の興福寺へ行きますと参道のところに一本の 大きな松があります。これを「影向(ようごう)の 松」といいまして、神様の降りてくる松という意味 があります。神様がこの松に降りてきて、松の中を 下り、根元から現れる。このときに、はじめて人間 の姿をとって現れます。これは仮の姿であって、本 当の姿ではありません。これが翁という老人の姿な のです。一番大事な神様は老人の姿で現われる。老 人こそ大事だというのが、日本人の伝統的な考え方 です。

お正月になりますと門松を立てます。あの門松が 神様を招き寄せる依代なのです。新しい年には年神 がやって来ます。その新しい年の神様は、われわれ に新しい元気、すなわち新しい魂を持ってきてくれ るわけです。

一年間使い古してわれわれの体はぼろぼろです。 そのぼろぼろの体に新しい魂を入れてくれる。この ことが新しい年の魂、年のたま「お年玉」なのです。 お年玉というのは子どもだけが貰うものではなく、 われわれこそほしいものです。

そういう、誰にでも新しい年の年神が魂を持って きてくれるわけで、その年神に、こっちへ来てくだ さいという目印が、門松なのです。

そのように考えていきますと、私は生け花という のも依代だと思うのです。生け花は部屋を飾るため だけではなく、そこに神がやって来てくれる。本来、

生け花は立て花、「立花」と言って、花を立てる、 すなわち依代を立てることです。この立花というの が、生け花の原点です。

このように、常に花、植物というものが、われわ れと神とを結ぶツールになっており、それがわれわ れの自然に対する向かい方ではないかと思います。

鳥について

鳥というものも、しばしば神の使いになります。 たとえば、鳩は八幡様のお使いです。

鳥に関しては、非常にタブーが多かったのです。 鶏も、古代からたくさんいて、時を告げるために飼 っていましたが、江戸の始めまでは食べていません でした。それは、庭の鳥であったからです。庭の鳥 というのは、身内です。

日本人は身内に対しては非常に甘い仲間意識があ ります。外に対しては非常に冷酷、残酷きわまりな いです。野にあるもの、狸や猪や鹿は食べてしまう。 ところが家にある馬や牛、鶏などは食べない。身内 と外という境界意識は、今でも日本人の考え方に残 っているといえます。

ところが、突然、桃山時代から鶏を食べるように なります。南蛮人、ポルトガル人の影響です。彼ら が美味しそうに肉や玉子を食べるのを見てから、食 べ始めてしまうのです。九州に行きますと南蛮菓子 というのがありますが、カステラや、博多の鶏卵そ うめんなど、どれも砂糖と玉子が使ってあります。 これらが、南蛮貿易でもたらされた新しい食べ物だ ったのです。

鳥はしばしば、神の使いとなります。カラスなど は、八咫烏(やたがらす)のように迷ったときに道 を先導してくれる、という信仰もあります。

風で表される自然現象というものも、われわれの 心をいろいろな形で慰めています。

私はもともと関東の人間でして、関東平野に吹く 空っ風がざらついていて埃っぽく、私が子どもの頃 はたいへんな思いをしました。

28歳で京都に移り住んでみて、京都と関東とは全 然違うのですね。京都に住んでみて、私ははじめて 霞というものがどういうものか、時雨れるというこ とがどういうことかを、身に感じた気がいたします。

関東では、なんかぼんやりと霞んでいるなという だけのことでしたが、京都で霞というのを「あっ」

と思うのは、たとえば東山を見たときに、東山の尾 根の稜線のところが見え、その下はグラデーション にだんだん帯状に霞んできて、さらにその下は鴨川 や家並みが見える。あの帯状にぼーっと霞んでいる のが霞なのかと分かってきました。

時雨れるというのも、京都では、12月の初めぐら いに、もうかなり寒くなっていますが、まだ梢に紅 葉がわずかに残っているところに、さーっと冷たい 雨が降る。それからすっと雨が止み、薄日が射して くる。濡れた紅葉がてらてらと光る。そしてまた雨 がすーっと降ってきては陽がさしてくる。こういう 感じが時雨れるということではないかと思うので

このような自然現象を日本人は文学などいろいろ な形で読み込んでいます。「秋きぬと 目にはさや かに見えねども風の音にぞおどやかれぬる」。風 の音、その風の音というものを聞くことで、われわ れが目に見えないものを感じています。

修行中の禅の坊さんのことを雲水と申します。雲 水というのは、雲が行く「行雲」、「流水」、水が流 れる、「行雲流水」という言葉からきています。雲 はどんどん流れ行き、消えていきます。あとに何も 残さない。流れもそうです。水は流れ、あとになに も残さない。

こうした、あとになにも残さない生き方、なにか を残したいという執着がすべて流れさってしまう、 そういう生き方が理想だという考え方です。禅は中 国からきたものですが、日本人の心のなかにもその ような心があるといえます。風や雲、水といった変 化していくもので、しかしそのあとになにも残さな い生き方、そういう生き方をわれわれは風というも ののなかに見ているのではないかと思うわけです。

最後に月です。和歌のなかには、太陽を歌った和 歌はほとんどありません。ところが、月を歌ったも のはたくさんあります。やっぱり日本人は太陽では なくて月が好きなのです。

日本人には、月こそ本体であって、太陽が本体で はない、という思いがずっとありました。中国です でに、すべて二元法でものを考える陰陽五行という 考え方がありました。陰と陽、天には太陽があり、 月がある。地には男があり、女がある。このように、 二分してみていく考え方です。

陰は月であり、女性であり、大地であります。天

は男であり、太陽であり、これは陽です。このよう に分けたときに、どちらが本体なのか。

平塚らいてうという大正時代の女性運動家の言葉 に「原始、女性は太陽であった」とあります。男が 太陽ではなく、女こそ太陽、輝ける存在だったとい うことですが、これはたいへんな誤解なのです。女 はやっぱり月であり、月であるからこそ大事だった のです。

心理学者の河合隼雄さんの著書『中空構造の危機』 には、日本の神話について書かれています。天照大 神という太陽神と喧嘩するのはスサノオノミコトと いう実に乱暴きわまりない神様です。この神様が天 照大神にいろいろな悪さをするのですが、怒った天 照大神は天の岩戸という扉を閉めて中にこもってし まいます。これは、今でいえば日食のことです。太 陽が隠れて世の中が真っ暗になってしまい、皆困り 果てるわけです。なんとか天照大神に出てきてほし いと、その前で踊りを踊ったりいろいろして、天照 大神を騙し、天の岩戸をまた開かせるわけです。

このように、二人の神様がいつも対立してぶつか りますが、その喧嘩は最終的に決定的な対立にはな りません。それは、真ん中に月読(ツクヨミ)の神 という神様がいるからだと河合先生は言います。月 読というのは月の神様です。この神が緩衝体となり、 決定的な対立にならないのです。

それで、月読の神とはなにかというと、これがよ くわからないのです。実体がない神様が真ん中にい る。これは空だというのです。そういう存在が真ん 中にいるからこそ、両方の対立勢力が正面衝突せず に均衡を保っていて、全体の構造としては非常に強 固な、強靱な構造を持つ一これが中空構造であると、 河合先生は言われています。

中核にいる空の存在

この中空構造の典型は天皇といえます。天皇自体 が実体を持つと非常に危険であって、天皇が実体を 持たない空の存在であるということで、その周りの 勢力がぶつかり合っても、最終的に日本全体が崩壊 するような大戦争にならないというのです。その結 果、天皇家は千数百年に渡って今日まで継続してい ます。このような国は先進諸国にどこにもありませ

日本には簒奪王朝(さんだつおうちょう)という もの、暴力的に革命が起こって王朝が交代するとい うことが一度もありませんでした。なぜかというと、

その中核にいる天皇が空だからということにもなり ます。そのほうが、組織としての構造は強靱だとい うことです。

会社組織を見ても、会長制というのがそうでした。 会社の中で社長というのは前面に立つわけですが、 どうも訳の分からない隠然たる勢力は、院政と称し て会長が持っている。そして会長というのはあまり 外に出てこない。なにを考えているかよくわからな い。部下は皆、こうしたらいいと思うのではないか と、会長の訳のわからない意思を忖度しながら、議 論しているうちになんとなく上手くいく。これが従 来の経営の仕方でした。

今、社長のリーダーシップなどといわれています が、前面に責任者が立つのではなく、本当の権力者 というのはうしろにいて見えない。これが日本の伝 統的な権力、権威のあり方でして、中核にいるのは 空だということです。

今は皇室もマスメディアで取り上げられています が、日本の権力者というものは、まったく姿を現さ ない存在でした。徳川将軍が十五代おりますが、民 衆の前に姿を現した将軍はほとんどいませんし、天 皇陛下も、本当に誰も見たことがないのです。神様 もそうですが、見えない存在である。

ところが、日本の歴史上3回だけ、権力者が民衆 の前に姿を現した時代があります。南北朝の内乱の 時代と戦国時代、そして明治維新、文明開化の時で す。これは日本の大変革期に当たります。伝統的な 権威、常識や価値観が引っくり返るわけです。その ため、実力者が自ら民衆の前に姿を現して、リーダ ーシップを取らざるを得ないのです。

日本には宝石の文化というものがありませんが、 権力者が民衆の前に姿を現す必要がないからなので す。ですから天皇陛下がファッションの先端をいく ということはありえないのですが、西洋では逆で、 王室がファッションの先端をいくわけです。ローマ 法王も豪華絢爛たる姿をとってバルコニーに姿を現 し、民衆に祝福を与えるわけです。

そのような自らを飾りたてる文化というのは日本 には権力の文化としてはないのですが、戦国時代と 明治維新には出てくるわけです。たとえば、戦国武 将の肖像画を見ると、皆髭を生やし立てています。 髭というものは自己主張の一つの大きな表現です。 それが、徳川十五代の将軍を見て髭を生やし立てて いるのは家康だけです。そして、明治維新になると 再びリーダーたちが髭を生やし立てました。

月は心を寄せる存在

このように、変革期の時代は別として、日本人は 見えない、隠れている存在を大切にしました。そこ にわれわれの安定した気分を求めていくわけです。 月という存在は、ある意味でそういう日本人が一番 心を寄せる、自分をなずらえるうえで、きわだった 存在であろうと思います。

与謝蕪村という人には月の俳句がたくさんあるのですが、「月天心貧しき町を通りけり」という有名な句がございます。月が天心にある。その寒夜のなか、背中を丸めながら貧しい男が一人まちを歩いている。しかしそこには月に見守られている自分がいる。そういう思いというのが、月とわれわれを結んでいるのだろうと思います。

中世の日本人は満月よりも、見え隠れする月の方が美しいと考えていました。「月も雲間のなきは嫌にて候」という言葉がありますが、煌々たる満月ではなく、雲の絶え間に見え隠れする月こそ美しい。見えないものにこそ本質があるという感覚が、日本人の月見、名月を見るという態度のなかに私は表れてきていると思うのです。

つまり日本人がその自然を見るというときに、そこには単に自然を観賞している、自然に慰められている、自然をともにしている、自然に生かされているということだけではなく、自然のなかに宿っている八百万の神とわれわれが交信して、その神によっ

てわれわれが守られて今日一日を無事に過ごしている、こういう思いを自然のなかに見てきたものではないかということがあります。

その自然は、しばしば四季においていろいろな表情の変化を見せます。その表情の変化のなかにわれわれは、自然のなかに含まれた神の心というようなものを感じてきていると思います。見えるものだけで判断しているのではなくて、その裏にある、奥にある、先にある見えないもの、あるいはかすかなもの、そういうものにわれわれは心を惹かれているのではないかということです。それを一言でいうならば「わびの心」です。

今、日本はグローバリゼーションのなかで大きな価値の転換点に立っていると思います。われわれの感覚は見えるもの、そして数値化されたもの、あるいは外国と対比して外国に通用するものだけを探し求めているところがあると思います。でも、われわれの体の中にしみついている見えないものに対する畏れ、そして見えないものによって守られている、自然の中から生かされているわれわれの姿というものも、どこかで捨てきれない部分としてあるのではないかと思っています。

たいへん取り止めのない話になりましたけども、 これで私の話を終わらせていただきます。どうもあ りがとうございました。

制 度改革**以**係情報

厚生労働省

生活保護基準部会が報告書を 取りまとめる

平成25年1月18日、社会保障審議会「生活保護基 準部会」の報告書が取りまとめられた。

平成16年に示された「生活保護制度の在り方に関 する専門委員会」の報告書において、生活扶助基準 は、一般低所得世帯の消費実態と均衡が図られてい るか5年に一度検証を行う必要があるとされてい る。平成19年に設置された「生活扶助基準に関する 検討会」に引き続き、平成23年4月に常設部会とし て生活保護基準部会が設置され、計12回にわたり、 国民の消費動向、特に低所得世帯の生活実態を勘案 しながら検証を行ってきた。

報告書では、生活保護基準の現行の生活保護基準、 生活保護受給世帯の消費実態について、年間収入の 下位10%の低所得世帯(平均年収約120万円)の生 活費水準と比較したところ、とくに多人員世帯にお いて、低所得世帯の生活費水準を上回る「逆転」す るケースが見られたことが示された。なお、今回の 分析結果はあくまでひとつの指標としてとらえ、生 活保護基準の見直しについては慎重を期すよう求め る部会としての意見が付された。

報告書は厚生労働省ホームページからダウンロー ドすることができる。

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002szwi.html

厚生労働省

生活困窮者の生活支援の在り方に 関する特別部会が報告書を取りま とめる

平成25年1月25日、社会保障審議会「生活困窮者 の生活支援の在り方に関する特別部会」の報告書が 取りまとめられた。

報告書では、生活困窮者支援制度の基本的な考え 方として、生活保護に至る前の段階で早期に支援を 行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用 できるようにすることにより、困窮状態からの脱却 を図るものとしている。また、地方自治体が実施主 体となり、民間団体と協働して取り組むものとして いる。

新しい生活支援体系について、生活保護制度の改 革と生活困窮者支援制度の導入の一体的実施によっ て実現されるべきとされ、その基本的視点として、 ①自立と尊厳、②つながりの再構築、③子ども・若 者の未来、④信頼による支え合い、の4つが挙げら れている。

また、具体的な生活支援は、「包括的・個別的」、「早 期的・継続的」、「分権的・創造的」であるべきとさ れ、次の点があげられている。

- ①生活困窮者の自立までを包括的・継続的に支える 新たな相談支援体制の構築
- ②就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練 を有期で行う事業(「就労準備支援事業」)の実施
- ③一般就労が直ちにむずかしい者に、支援付きで軽 易な作業等の機会を提供する「中間的就労の場」 の育成支援
- ④ハローワークと自治体が一体になった就労支援体 制の全国的な整備
- ⑤家計収支等に関するきめ細かな相談支援の強化
- ⑥離職により住居を喪失した生活困窮者に対する家 賃補助のための給付金(有期)の制度化
- ⑦子ども・若者の貧困の防止
 - 1) 地域若者サポートステーションの充実強化
 - 2) 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を 行う事業の実施

報告書は厚生労働省ホームページからダウンロー ドすることができる。

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tpzu.html

厚生労働省

社会・援護局関係主管課長会議が 開催される

厚生労働省は、3月11日に社会・援護局関係主管 課長会議を開催した。このなかで、生活保護制度の 見直しに向けた全体像について、求職者支援制度と ともに「第2のネット」として位置付けられている 生活困窮者対策と、「第3のネット」として位置付 けられている生活保護制度の見直しに総合的に取り 組んでいくことが示された。また、そのための具体 策として、①生活保護法の改正、②生活困窮者の就 労・自立支援のための新法の制定、③生活保護基準 の見直しにより対応していくことが説明された。

主な関連事項については、次のとおり。

■生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに向けた 法制度の整備

①生活保護法の改正

支援が必要な人に確実の保護を実施するという考え 方は維持しつつ、以下の見直しを実施(今通常国会に 法案提出を検討)。

- 1) 不正・不適正受給対策の強化(地方自治体の調 査権限強化、罰則の引き上げ等)
- 2) 医療扶助の適正化(指定医療機関の見直し等)
- 3) 生活保護受給者の就労・自立の促進(就労自立 給付金の創設等)

②生活困窮者の就労・自立支援のための新法の制定

生活保護に至る前の自立支援策を図るため、以下を 主な内容とする生活困窮者対策を実施(今通常国会に 法案提出を検討)。

- 1) 生活訓練や社会訓練等を含む就労支援策の創設
- 2) 離職により住まいを失った人等に対して家賃相 当を有期で支給
- 3) 利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包 括的に提供する相談支援事業の創設
- 4) 生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の実施

③生活保護基準の見直し

社会保障審議会「生活保護基準部会」の報告踏まえ、 以下の考え方により、生活保護基準の見直しを実施(平 成25年度予算案に反映)。

- 1) 今回の同部会における検証結果を踏まえ、年齢・ 世帯人員・地域差による影響の調整
- 2) 前回(平成20年)の見直し以降の物価の動向の
- 3) 基準の見直し幅の上下限の設定や、平成25年度 から3年間をかけた段階的な基準の見直しによる 「激変緩和措置」の実施

■生活困窮者自立促進支援モデル事業について 【事業内容】

①生活困窮者の自立に関する相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、アセスメントを通じ て支援計画の策定を行い、自立に向け、住宅支援給付 などの既存事業との連携も含めた包括的な支援を実施 するとともに、社会福祉協議会やハローワークなどの 関係機関とのネットワークづくりを推進。

②就労促進のための支援事業

1) 一般就労に向け、生活習慣の確立、社会参加能 力の形成等の基礎能力の形成等の支援を実施(就 労準備支援事業)。

2) 一般就労に就くことが困難な者に対して、支援 付きの就労である「中間的就労」の場を育成支援(中 間的就労の促進)。

③家計相談支援

生活困窮者の家計再建のため、家計収支等に関する きめ細やかな相談支援を実施。

④その他、地域の実情に応じた生活困窮者の自立支援 の促進に資する事業

例) 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等

【実施主体】

原則として、指定都市、中核市、市区町村(町村に ついては、福祉事務所設置町村)。

なお、都道府県については、管内町村部及び福祉事 務所設置市区町村と連携して支援体制の構築に取る組 む場合に限る (事業の全部または一部委託可)。

【補助額】

事業実施対象地域の人口規模に応じた上限額を設定。

- ・人口30万人超 6,000万円以内の必要額
- ・人口30万人以下 4,000万円以内の必要額
- ※補助額は予定。モデル事業の実施期間が12月未満の 場合、上限額は変動する。

■切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強 化について

【保護開始】

- ○就労可能な者には6か月間を目途に受給者の自立に 向けた計画的な取り組みについて確認、本人の納得 を得て集中的な就労支援
 - ⇒稼働能力があると判断した者すべてを対象に、本 人の同意を得て、求職活動の具体的な目標や就労 支援の内容を決定し、福祉事務所と本人とで共有 する自立活動確認書を作成。
- ○自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認められ る受給者には、活動内容や頻度等を踏まえ、その活 動に要する経費等を勘案して手当(定額)を支給
 - ⇒就労支援プログラム等への参加など、活動内容や 頻度等を踏まえて自ら積極的に就労活動に取り組 んでいると認められる者に対して、その活動に要 する経費等も踏まえた定額の手当を支給する就労 活動促進費を創設(平成25年8月~)

【開始後3~6か月】

- ○低額でも一旦就労すること(5万円程度の収入でも まずは就労) や、職種や地域等を拡大して就労活動 を行うことを明確化
 - ⇒生活のリズムの安定や就労実績を積み重ねること で、その後の就労につながりやすくする観点から、

低額であっても一旦就労することを基本的考え方 とする。

⇒自らの希望を尊重した就労活動を行ったにもかか わらず、一定期間経過後も就職の目途が立たない 場合等には、それまでの取り組みに加えて、本人 の意志を尊重しつつ、職種・就労場所を広げて就 職活動を行うことを基本的考え方とする。

【就労開始】

○勤労控除の見直し

就労収入のうち手元に残せる額の引き上げ

⇒全額控除となる水準や控除率の見直し。併せて、 実施機関によりその活用の程度にばらつきがある 特別控除については廃止(平成25年8月~)

【保護脱却】

- ○就労収入積立制度の創設
 - ⇒保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金 額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安 定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った 時に支給する制度(就労自立給付金)の創設。

【その他の見直し】

- ⇒公共交通手段がないなど車が主な通勤手段である 地域においては、一般低所得者との均衡にも配慮 しつつ、車の処分を保留する機関を延長(概ね半 年→1年)。
- ⇒稼働能力に応じた職場がない場合であって、長期 に安定的な就労機会が確保できるなど保護脱却が 十分に見込める場合には、敷金や移送費等を支給。

■不正・不適正受給対策の強化等について

- ○福祉事務所の調査権限の拡大
 - ・就労活動等に関する事項の調査を可能とする。
 - ・官公署については回答義務を創設。
- ○不正受給に係る返還金について、本人の事前同意を 前提に保護費との相殺を検討
- ○働けるにもかかわらず就労活動をせず複数回保護の 廃止を受けた者については、急迫の状況である場合 などを除きその後申請があった場合の審査を厳格化
- ○罰則(現行「3年以下の懲役または30万円以下の罰 金」)の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せ。
- ○扶養義務の適切な履行の確保の検討

■医療扶助の適正化について

- ○生活保護法の指定医療機関制度の見直し
- ○国(地方厚生局)による指定医療機関への指導・体 制強化等
- ○後発医薬品の使用促進

■就労支援の取り組みの強化について

○就労可能な者の就労・自立を速やかにかつ適切に支 援できるよう、取り組み内容を強化

- 就労支援員の増配置等 ⇒支援対象者数の増、き め細かな支援のための体制の強化。
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業(仮称)の創 設 ⇒ハローワークと地方自治体が一体となった 体制の強化。

■生活保護にかかる平成25年度予算案

1保護費負担金 2 兆8.224億円

※生活保護基準等の見直しについては、平成25年8 月から3年程度で段位的に行うなどの激変緩和措 置を講じる(国費への影響額は3年間で約670億円 程度)。また、期末一時扶助の見直しを行う(国費 への影響額は70億円程度)。また、受給者の自発的 な就労に対する取り組みを促す観点から、就労支 援プログラム等への参加など、その活動内容が積 極的と認められる者に対して、その活動に要する 経費等も踏まえ、一定の手当を新たに創設する。

②セーフティネット支援対策等事業費補助金 250億円 (うち、生活保護の適正化対策等の推進:50億円、 生活困窮者に対する新たな支援体制の構築:30億円)

③保護施設事務費負担金 278億円

概算要求で示された、居宅生活訓練事業の最低 利用定員の緩和(3名→2名)および一時入所の 利用対象の拡大(レスパイトや夜間宿泊利用の明 示) については、引き続き予算案に盛り込まれた。

■社会福祉施設の防災対策について

社会福祉施設等の耐震化等整備について、平成21年 度補正予算において創設した社会福祉施設等耐震化臨 時特例基金等により推進しているが、平成24年度補正 予算において、97億円を積み増し、実施期限を1年間 延長するとともに、新たに津波対策としての高台移転 整備や小規模のスプリンクラー整備等を本基金の助成 対象に追加した。

ア 高台移転整備の対象施設

現行の耐震化整備の対象施設であって、都道府県が 立地上津波対策としての高台移転が必要と認める施設 イ スプリンクラー整備の対象施設の追加

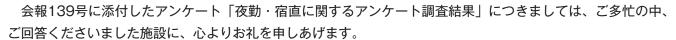
現行のスプリンクラー整備の対象施設であって、延 べ面接275㎡未満の施設を追加。

(※ア・イともに救護施設は対象施設に含まれている)

併せて、平成24年度補正予算において、独立行政法 人福祉医療機構に対する出資金46億円を計上し、耐震 化整備やスプリンクラー整備に係る原稿の優遇融資継 続のほか、新たに、入所施設の高台移転整備の無利子 化等の優遇措置を設けることとした。

夜勤・宿直に関するアンケート 調査結果

(会報「全救協」No.139アンケート結果)



各施設の夜間における職員・支援体制について、主な調査結果をご紹介します。

回答施設 (全会員施設186施設に送付)

136施設(回収率73.1%)

勤務時間帯が22時~5時の時間帯にかかる勤務シフトおよび業務内容について (回答施設数・割合と主な回答)

(1)	宿直等の勤務名で1つの勤務シフトにより対応している施設	36施設(26.4%)
(2)	宿直等の勤務名で複数の勤務シフトにより対応している施設	20施設(14.7%)
(3)	夜勤等の勤務名で1つの勤務シフトにより対応している施設	37施設(27.2%)
(4)	夜勤等の勤務名で複数の勤務シフトにより対応している施設	10施設 (7.4%)
(5)	宿直等と夜勤等の勤務名を分けて勤務シフトで対応している施設	24施設(17.6%)
(6)	無回答	9施設 (6.6%)

■勤務名(シフト名):

宿直等 ⇒ 宿直、当直

夜勤等 ⇒ 夜勤、準夜勤、深夜勤、連勤、など

- ■業務内容:定時巡回、電話・来客対応、体調変化など緊急時の対応、朝夕の食事介助、入浴介助、服薬 介助、排泄介助、体位交換ほか
 - ⇒ 「宿直等」は定時巡回、体調変化など緊急時の対応が、「夜勤等」は介助業務が回答として 多く見られたものの、 $(1) \sim (5)$ のいずれについても、概ね上記業務の回答が見られた。

夜間勤務の専仟職員の有無について

(1) 夜間勤務の専任職員を雇用している施設 33施設(24.3%)

8施設 2名 3名 <雇用している人数> 4名

- (2)(1)ではいと回答した施設について、夜間勤務の専任職員の職名・勤務内容(主な回答)
 - ■職名: 宿直、宿直員、宿直専門員、宿直代務員、管理宿直、宿直補助、宿直パート・アルバイト、夜勤、 連勤、夜警、など
 - ■業務内容:定時巡回、電話・窓口対応、体調変化など緊急時の対応、朝夕の食事介助、入浴介助、服 薬介助、火器管理、施設の施錠、消灯、園内の巡視、ほか



矯正施設退所者等の支援にかかる調査結果

矯正施設退所者等の福祉的支援の充実が社会的な課題となっているなか、救護施設においてもこうした人びとが利用しています。全救協では、各施設における支援の実態とその成果・課題等を把握し、今後の制度・予算要望活動における検討に資するために、「矯正施設退所者等の支援にかかる調査」を実施しました。本稿では、調査結果の概要についてご紹介します。

■**基準日**:平成24年12月1日 ■回答:159施設(回答率85.5%)

■調査結果の概要

(1) 平成22年度以降に、矯正施設等を退所後6か月以内の方や執行猶予中、保護観察中の人の受入に関して関係機関から相談を受けたことの有無

はい 126施設 (79.2%) / いいえ 33施設 (20.8%)

(2)(1)で「はい」と回答した施設(126施設)のうち、相談にあった方についての受入の状況

すべて受入をした 25施設 (19.8%) /一部受入をした 64施設 (50.8%) 一部待機中・相談中 7施設 (5.6%) /すべて断った 12施設 (9.5%)

無回答 18施設 (14.3%)

(3)(1)で「はい」と回答した施設(126施設)のうち、相談のあった機関(複数回答)

①矯正施設※ 22施設 (17.8%) ⇒うち入所に至った施設 9施設 (40.9%)

(※ここでは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院)

②保護観察所 17施設 (13.5%) ⇒うち入所に至った施設 7施設 (41.2%)

③更生保護施設 20施設 (15.9%) ⇒うち入所に至った施設 14施設 (70.0%)

④保護司 5 施設 (4.0%) ⇒うち入所に至った施設 4施設 (80.0%)

(5)地域生活定着支援センター 74施設 (58.7%) ⇒うち入所に至った施設 43施設 (58.1%)

⑥福祉事務所 90施設 (71.4%) ⇒うち入所に至った施設 66施設 (73.3%)

(7)病院 22施設 (17.5%) ⇒うち入所に至った施設 16施設 (72.7%)

⑧相談支援事業所 2 施設 (1.6%) ⇒うち入所に至った施設 0 施設

⑨家族 1 施設 (0.8%) ⇒うち入所に至った施設 0 施設

⑩その他:警察署、後見人、県社会福祉協議会、弁護士、等

(4) 受入に至らなかったケースについて、その理由(主な意見)

- ・施設見学をしたが、本人が団体生活に馴染めないということで、入所に至らなかった。
- ・更生保護施設入所中に万引きを犯して刑務所に戻った。
- ・末期癌で重度認知症等医療や介護を要する方であったため、施設側で受入できなかった。
- ・当施設が満床であり、空床が出る見込みが立たなかったため。
- ・外国籍の方で日本語がほとんど話せず、意思疎通がはかれない。
- ・夜間などに、暴力等により他の入所者への影響が及んだ場合、現在の施設の支援体制では十分な対応が難 しい。
- ・専門性のある職員配置がない。

- ・他の受け入れ先が見つかった。
- ・当施設での地域移行に関するノウハウが少なく、受入困難と判断した。

(5) 矯正施設等退所者・触法障害者への対応の方針をとる理由

- i)「受入をする」と回答した施設(14施設/8.8%)
- ・矯正施設等退所者や触法障害者であっても、自立(施設内自立も含む)はできる、という認識の下に施設 での受入を図っていきたい。
- ・他法施設やサービスの利用が困難なケースについては、セーフティネットとしての救護施設の役割を担う 必要があると認識している。
- ・今、困っている人がいれば受入るのが救護施設の使命と考えている。
- ・受入の方針で現在まで支障なく園生活が送れている。病院や保護司との連携もとりながら、本人の状態に あわせた支援体制がとれている。
- ・矯正施設等退所者・触法者であっても、利用にあたってとくに特別な条件を付していない。
- ・地域における社会資源として受入対応している。
- ii)「ケースにより判断をする」と回答した施設(134施設/84.3%)
- ・空床があれば受入る。
- ・現在入所している利用者の安全、安心な生活を守る事を第一と考え、とくに暴力行為に関しては十分に検 討し対応するため。
- ・利用者の高齢化・重度化が進むとともに、とくに夜間帯等は、十分な人員配置も難しい状況となっており、 当施設として十分なケアが提供可能かどうかの判断ができない。
- ・一時保護の受入れとしても、施設の構造上、専用の居室が多く確保できない。
- ・精神保健福祉士など、専門的対応技能を有する人材がいない。
- ・すでに刑余者の入所受け入れをしているが、利用者の個々の状況を考慮しながら受け入れの方向で考えて いる。
- ・社会的要請と理解しているので、関係機関との連携や現利用者の生活の変化等を考慮しつつ、ケースによ り判断する。
- ・あきらかにルールを守れない、他の利用者と共同生活のできない方は、入所後にトラブルになる恐れがあ り、他の利用者との関係も考え断る場合もある。
- ・放火癖については、施設内での対応はできても、外出制限を無期限に行えるものでないため、地域での対 策がとれるか総合的に判断する。
- iii) 「決めていない」と回答した施設(8施設/5.0%)
- ・職員の研修により、準備を進めている段階。

(6)施設入所に至った利用者の属性

◆利用者数 合計447名

①性別 男性416人(93.1%)/女性28人(6.3%) 無回答:3人

②利用状況 現在も入所中214人(47.9%)/すでに退所231人(51.7%)無回答2人

10代 · 3 人 (0.7%) / 20代 · 14人 (3.1%) / 30代 · 52人 (11.6%)③入所時の年齢

40代·87人(19.5%) /50代·113人(25.3%) /60代·130人(29.1%)

70代 · 45人 (10.1%) / 80代 · 3人 (0.7%)

- ④障害の程度(重複あり)
 - ・身体障害 98人(21.9%) うち手帳あり23人(5.1%)/手帳なし75人(16.8%)
 - ・知的障害 141人 (31.5%) うち手帳あり49人 (11.0%) /手帳なし92人 (20.6%)
 - ・精神障害 148人 (33.1%) うち手帳あり67人 (15.0%) /手帳なし81人 (18.1%)
- ⑤主な罪名(複数回答)
 - · 窃盗252人 (56.4%) · 覚醒剤38人 (8.5%) · 詐欺30人 (6.7%)
 - · 放火18人 (4.0%) · 銃刀法違反14人(3.1%) · 住居等不法侵入12人(2.7%)

- ·殺人未遂10人(2.2%) 他
- ⑥執行猶予の有無 あり74人(16.6%)/なし328人(73.4%) 不明22人(4.9%) その他・無回答 23人(5.1%)
- 仮出所26人(5.8%)/満期出所321人(71.8%)/不明53人(11.9%) 仮出訴1人(0.2%)/無回答46人(10.3%)
- ⑧保護観察の有無 あり67人(15.0%)/なし330人(73.8%) 不明15人(3.4%)/医療観察3人(0.7%)/無回答32人(7.2%)

(7) 矯正施設等退所者・触法障害者の受入にあたって施設として工夫・検討したこと

- ・矯正施設退所者であることを他の利用者に伝えない。
- ・特別な処遇はせず、一般利用者と同じように支援する。
- ・服役中の者の利用問い合わせ者に関しては、面会の調整と同行を依頼。
- ・緊急入所者(ホームレス状態にあった方)については、行政より施設の説明を行い、判断に迷う場合には 区役所に行き面会をした。なお、入所前には通院し感染症の確認を行った。
- ・保護観察中であったため、保護観察所との連携と精神科病院との連携を図る。
- ・施設内での所在確認を定期的に行う。
- ・書面上の犯罪歴等の情報では正確な利用者像を把握できないので必ず本人や関係者と面談を行い、犯罪に 至った背景を確認する。
- ・入所後、利用者が施設に入所をさせられたと感じないよう、入所後も関係者が定期的関かわりを持つ。
- ・本人の意思確認のため居宅で面接し、体験入所(1週間程度)を実施した。
- ・より詳しい本人情報の提供を求め(福祉事務所、刑務所担当者)、どのような支援計画が必要になるのか 検討した。
- ・職員が抱いていた刑余者のイメージを払拭するため、他の利用者と同様に支援していくことを職員間で徹 底し、研修や学習会を通じ触法障害者への理解を深めた。
- ・個別支援計画作成にあたっては、定着支援センターの助言を参考に計画に支援している。
- ・作業への参加等本人が意欲を持って取り組めるよう、活動を早く提供するようにした。
- ・相談や話しがあるときには個別の部屋で相談員がじっくり聞きアドバイス等を行った。

(8) 受入に伴う、行政や相談のあった機関との連携について

- ・行政機関には定期的に近況報告や相談を行い、助言等を受けている。また、行政機関が直接施設訪問し、 本人の相談を受け状況確認している。
- ・服役中の利用問い合わせ者に関しては、面会の調整と同行を依頼。緊急入所者の場合には入所までの同行 と施設生活の説明を一緒に聞いていただく。
- ・入所受入相談のあった地域生活定着支援センターとは密接に連携を図った。
- ・保護観察期間中であるが、近々、居宅生活訓練事業を開始するため、保護司と居住地変更等の調整を行っ た。
- ・保護観察所、福祉事務所、医療機関などと連携をとっている。
- ・状況に応じて、弁護士や保護観察官と情報の共有化を図っている。
- ・反社会的行動がみられた場合には、警察への協力を求めている。

(9)受入に伴い苦慮した点

- ・前科があることを理由にして、利用者に対して威圧的な発言をするなどの行為があった。
- ・利用者への暴言・暴力等があり対応に苦慮した。
- ・70歳代の男性は、刑務所では作業に毎日取り組んでいたが、施設では毎日作業がないこともあり、精神的 に落込みが見られた。
- ・ホームレス状態から入所した利用者の中には、買い物からそのまま戻らなかったケースや、施設のルール を守らないケースもあった。

- ・入所後、裁判所から罰金命令が届き、本人の所持金が無く、金銭的な対応に苦慮した。
- ・施設入所後に、以前居住していた借家の片づけや家主と家財等の整理について交渉や連絡等の対応を行う ことがある。
- 集団生活の場面で利用者間の上下関係ができてしまい、対応に苦慮することがある。
- ・執行猶予がついていても本人が罪を犯したことへの認識が薄く、支援に苦慮したことがある。
- ・入所中に再び窃盗をしてしまう利用者がおり、いかに再犯防止を支援したらよいか苦慮している。執行猶 予満了後に、本人は退所を希望しているが、福祉事務所は、退所後の保護は廃止する方針を示唆している ため、本人の希望をどのように実現していくかが課題。
- ・入所前の情報が少なく、入所後に体制を整えるのに時間がかかった。
- ・認知症で、自分の物の区別がつかない方がいた。

(10) 受入をしてよかったと思う点

- ・保護観察所のとのつながりができ、施設として利用できる社会資源が増えた。
- ・介護スタッフや生活相談員が一丸となった受け入れの工夫をした事により、職員のスキルアップにつなが
- ・地域での生活が難しい方の生活を支えるという、救護施設本来の役割を果たしている。
- ・さまざまな事情を抱え、生活保護を受給されている方々の入所施設であるという基本があるので、矯正施 設等の退所者である事を問題視せず、他の利用者と同等に共助の心を伝え、支援をすることで、本人の秘 めた才能が開花することもあり、いい意味で他利用者の刺激となっている。
- ・触法障害者を受入たことで、定着支援センターや関係機関との連絡・協調することにつながっている。そ の結果、新たな基盤が生まれ、支援職員にとっても支援スキルが向上するなどの利点がみられる。
- ・従来は犯罪者というだけで敬遠していたが、受入たことにより、職員全体の意識改革にもつながった。
- ・他施設への移行等、救護施設の中間的な機能の役割を果たすことができた。
- ・施設としては、多様な経歴を持つ方を受入ることで職員、施設が力量を高める事ができる。
- ・入所した当該利用者が安定した生活を送ることができた。在宅保護へ移行できた方もいて、利用者本人に とってよい支援をしていると実感した。
- ・利用者本人の生活基盤が安定したこと。職員側にとって罪を犯した障害者に対して偏見や排除の意識が薄 れ、福祉を必要とする人としての認識を持つことができた。
- ・救護施設の存在意義が少しでも上がったのではと感じている。
- ・職員全体で支援の意義や意識の統一共有化が図れた。

(11) 矯正施設退所者等の支援の課題

- ・休日、夜間は職員体制が薄く、見守り、対応等が難しい。
- ・個人情報保護のために、入所前に知りたい情報をスムーズに入手できない。
- ・警察や行政・地域とどの程度まで情報共有していくべきか。
- ・地域定着支援センターと福祉事務所、居住する市町村の連携。
- ・司法と福祉のコーディネートを担う地域生活定着支援センターとのネットワークづくり。
- ・矯正施設等退所者・触法障害者には、さまざまな方がおり、担当の福祉事務所を始めとする関係機関と連絡調整 や情報の共有化に務めながら、施設としてどのような支援ができるのかを見極めながら対応していく必要がある。
- ・受け入れ後の他機関によるサポートが必要。救護施設だけで対応するには無理がある。
- ・家族との関係も悪い場合もあり、施設以外の社会資源とのつながりが必要となる。
- ・期間が短い中での依頼には、定員超過で入所している現状があり対応が難しい。
- ・利用者の高齢化、障害の重度化が進むなかで、職員が十分にかかわることが難しい。
- ・精神保健福祉士を職場内で養成するか、有資格者を採用する等の人材の確保が必要である。
- ・再犯防止のための支援プログラムの策定や高齢者の今後の生活環境の整備が必要。
- ・入所後の施設生活や将来の目標を明確にし、支援する為の体制の構築。
- ・対象者の入所に当たり、救護施設に何を求められるのかを明確にすることが必要。たとえば、更生機能と

して位置づけるならば、通過的訓練事業として短中期的な入所形態として、地域移行のための日常生活、 社会生活訓練等を行うなど、目的をはっきりとさせ、支援を行うべき。

- ・既存入所者の状況とまったく異なる方の入所依頼が続いており、対応に苦慮している。当初、この制度の 「矯正施設退所者」の想定は、より重度の人と捉えていたが、現在は対象の幅が広がっていると思われる。
- ・救護施設として、矯正施設退所者・触法障害者の入所受入が必要であるということは十分に理解している が、既に入所されている方々の生活と安全確保を第一に考える必要もあり、受入にあたっては慎重になら ざる得ない状況がある。施設としては、入所後や緊急時に行政機関が積極的に介入・対応できるのであれ ば、安心して入所の受入を検討できる。
- ・入所後、次のステップ(地域移行や社会復帰等)につながる機会や資源が地域に少ない。
- ・救護施設には、さまざまな方が入所されており、共同生活や対応の難しさがある。矯正施設等退所者、触 法障害者への支援はさらに難しくなると考えられ、現状では知識も少なく、対応できる状況にはないと思 われる。職員の対応の仕方や関わりなどを学び、職員が理解し安心して受入できる体制を整備していかな ければならないと考えている。

(12) 矯正施設退所者等の支援に関する要望等

- ・専門職の養成。
- ・職員配置基準の見直し(増員)。
- ・定員増「特別枠」の増設。
- ・支援の実態に合ったマンパワーが確保できるような加算等があるとよい。
- ・入所後の継続的なバックアップを行う機能の強化。
- ・受入にあたり、入所者や職員へのフォローも必要になってくると考えられるため、専門職の方のアドバイ スが定期的に受けられるような仕組み、バックアップの体制があれば心強い。
- ・緊急時対応において、社会資源の拡充や、各関係機関との連携の充実が望まれる。
- ・触法者等への対応の方法等を、熟知した職員の配置・加算等。
- ・司法関係(法務省や日弁連)からの情報提供や勉強会の開催。
- ・矯正施設関係機関との連携強化、相互理解のための研修会や講習、現場見学会など学びの機会。
- ・再犯に至らないよう専門的な生活指導についての研修を設ける。
- ・矯正施設を退所してからでなければ、保護の申請及び認定ができない。また、矯正施設に入所する前の住 所と保護を開始する(措置する)福祉事務所が同一とは限らない。近い将来、介護保険を利用する可能性 の高いケースについては、適用外の問題が解決されることが受入やすい環境整備となると考える。
- ・矯正施設等退所者の受入を進める上での大きな問題は入所までの期間が短いことである。どの施設でも空 きを持って運営しているわけではないので2か月以内に入所をさせなければならないと対応は困難とな る。緊急一時保護と同じようにそれ専用のベッド確保を行うことが可能となければ促進すると思う。
- ・基本的に更生保護施設が不足している。社会福祉法人が参画するには、触法障害者の特性を踏まえた、財 政支援の期間延長や法律の緩和など検討されるべきである。
- ・救護施設退所後の受け皿の確保。
- ・身元引受人や保証人制度の確立。
- ・救護施設が、施設内において自立に向けた就労支援が行える場の提供ができるような施策等があれば、多 くの方が社会復帰できるようになるのではないか。
- ・日中活動の充実を図る施策(障害者サービスの利用など)や、施設内外での各種プログラム(アルコール、 認知行動療法等)を受けやすくする。
- ・高齢者が本人にあった施設等へスムーズに移行できるようなシステムが望まれる。
- ・地域住民への理解を得られるような施策

BLock Report

ブロックだより

北陸中部地区救護施設協議会 近畿救護施設協議会

精神障害のある人への支援が社会的な課題となるなか、救護施設においては、平成23年度に精神保健福祉士の加配 制度の創設や一時入所の制度改正が行われました。これらの機能を生かし、救護施設が利用者だけでなく、地域の 精神障害者へも支援を拡充していくことが求められています。「ブロックだより」では、各地区・施設における精神 障害者への支援の取り組みについてご紹介します。今回は、北陸中部地区、近畿地区からのレポートです。

北陸中部

地域の精神障害者への支援の 取り組み

大野荘(福井県)地域企画課係長 松田佐登子

当施設は、昭和35年に設立され、今年で53年を迎 えました。現在、155名が施設を利用しています。 利用者の80%の人が何らかの障害があり、その中で、 精神障害のある入所者は、重複者を含めると約60% を占めています。入所者の平均年齢は65.5歳と高齢 化が進んでいます。あわせて、最近の利用者はホー ムレス、DV、触法者等、困難な課題を抱えた人た ちが多く利用しています。

〈短期利用~一時入所〉

当施設では、平成14年より施設独自の地域支援サ ービスとして救護施設短期利用事業の実施を開始し ました。実施機関からの要請に基づき、介護を必要 とする生活保護受給者、身体・知的・精神などの障 害があり家族の支援のない人、レスパイトの必要な 人の受入を行ってきました。短期利用をされて地域 生活に戻るケースもありますが、行き場が無く、入 所となるケースもあります。

短期利用者の支援を続けていくなかで、平成23年 に一時入所にかかる国の制度改正があり、一時入所 を利用しながら、住居や仕事を探すことを希望する 利用者が、施設を利用しやすくなりました。平成23 年度の一時入所の利用者数は16名、うち体験のみが 5名で、残り11名が入所しました。入所者の8名が 精神障害者です。

平成24年度は、平成25年2月までに10名の利用が あり、7名が入所、うち5名が触法者となっていま す。

〈入所~地域へ〉

救護施設の役割は、地域のセーフティネットとし て他法の受入が困難な生活困窮者を受入、施設生活 または、地域生活に向けて、安心した生活をおくれ るように支援を行う目的があります。

当施設を運営する大野福祉会の基本理念は、

- ①障がい者が自分らしい生活を送れる安心した施設 サービスを求めて
- ②障がい者が自分らしい生活を送れる就労サービス を求めて
- ③障がい者が自分らしい地域社会への参加を求めて の3つの柱を基本として、一人ひとりの個別支援計 画を立案し支援を行っています。

当施設でも施設支援サービスの充実を図るととも に、地域移行を希望する利用者に対して、居宅生活 訓練事業を立ち上げる計画を進めてきました。平成 22年に専門員会を設置し、1年間検討を重ねながら 対象者の選考を行いました。平成23年4月に居宅生 活訓練事業を開始し、平成24年7月には精神障害の ある2名の利用者とホームレス状態であった1名の 利用者の計3名が訓練を終了し、地域生活への移行 を実施しました。

〈特定指定相談支援・指定一般相談支援へ〉

地域生活移行後、安心できる自分らしい生活を継 続していくためのサポートが必要となり、利用者の 地域生活移行を進めるうえで、施設支援から地域サ ービスの充実に重点が移ってきました。

当施設では、平成22年度から大野市・勝山市から の委託を受け、相談支援専門員が1名配置され、指 定特定相談支援として、相談支援センターにおける 相談業務にあたっています。具体的には、在宅の障 害当事者やその保護者、また関係機関からの相談に

応じて、来室や居宅への訪問、電話、同行などの対 応を行っています。平成24年度からは、利用対象が 在宅者だけでなく、福祉サービスを利用するすべて の障害児・者に拡大されました。

救護施設は、地域社会に復帰するための中間施設 として、利用者のニーズに即した支援を継続してい くことが使命と考えます。そこで、平成24年度から 指定一般相談支援事業所を設置し、地域の障害児・ 者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や、適 切なサービス利用に向けてきめ細かな支援を行うた め、相談支援の体制を整えています。

〈地域との連携〉

地域生活に移行した人は、生活介護 (調理支援)、 金銭管理(社会福祉協議会の実施)や、相談員のサ ポートを受けながら地域生活を継続しています。さ らに、障害者雇用制度を利用して就労し、生活保護 から脱却して経済的な自立も実現している人もいま す。しかし、単身での孤独感を抱く人や、社会から 孤立していた期間が長かったことから、友人がいな い、楽しみがない、職場でのコミュニケーションが 上手に取れない等の課題を抱えている人もいます。

また、事業所からは、「初めて障害者雇用を実施 したため障害者に対しての対応が分からない」「体 調が悪く仕事を休みがちになった場合などはどう対 応すればよいか」などの不安について、相談を持ち かけられることがあります。

当施設の相談専門員は、対象者の思いを聞きなが ら、事業所に精神障害についての説明と理解を求め るとともに、仕事が継続していくような支援を行っ ています。一方、対象者の余暇時間の過ごし方につ いは、自分の楽しみになる趣味を見つけ出せていな い状況もあり、これからの支援の課題になっていま

地域移行支援・地域定着支援を充実させ、地域の 人への支援はもちろん、地域移行後にサービスが利 用できない人へのサポートについても、安定した生 活につながるように、実施機関やハローワーク、相 談事業担当者との連携を強くしていくことが必要不 可欠と考えます。今後とも居宅生活訓練事業の継続 と充実をはかり、地域サービスの連携の継続をさせ ていきたいと思っています。

近 畿

地域の精神障害者への支援

社会福祉法人大阪自彊館 甲子寮 (大阪府) グループリーダー 山本 浩史

昭和56年、当法人内の救護施設「白雲寮」で精神 障害者への生活支援を始めましたが、昭和60年に新 たに精神障害がある人の専門施設として救護施設 「甲子寮」が開設されました。昭和62年には、それ までの精神衛生法から精神保健法に改正(現行は精 神保健福祉法)され、精神障害者の人権がクローズ アップされる時代となって以降、甲子寮は今日に至 るまで地域における精神障害者と関わりをもち続け てきました。

〈甲子寮の状況〉

甲子寮(定員110名)の利用者の状況は、統合失 調症、うつ病、双極性精神障害等さまざまな精神疾 患の方がたで、社会生活適応及び社会復帰の相談援 助を行っています。精神保健福祉手帳所持率は73% で、平均年齢は59歳、平均入所期間は5年3か月で す(平成24年10月1日現在)。

入所前の状況は、ほとんどの方が精神科病院へ入 院していました。利用者の病状の安定と病気の再発 防止、さらには日中活動の充実を重点項目として取 り組んでいます。少人数での話し合いや活動等を通 じて、人との新たな交わりをつくったり、生活技術 の向上を図ったり、社会資源等の活用方法を学ぶた めにSST (社会生活技能訓練) に取り組んでいます。

例えば、自分の気持ちや感じたことを、相手を傷 つけず上手く伝える方法を身につけること等、ロー ルプレイを実施し円滑な対人関係が築けるよう支援 しています。また作業訓練や各種クラブ活動、ボラ ンティア活動等、さまざまな活動を実施しています。

〈甲子寮におけるアフターケアについて〉

昭和61年に、退所者により自助グループ甲会(か ぶとかい)が発足し、職員がアフターケアに取り組 んでいます。主に甲子寮の退所者で組織されていま すが、会則には「甲子寮に在籍経験がない者であっ ても、甲子寮の行う事業を利用する者の入会を認め る場合がある」と明記され、地域で生活する精神障

害者の方がたが相互に援助し合い、親睦交流を深め、 会員の自立生活に潤いを持たせることを目的とし、 会員数は42名となっています。

〈地域の精神障害者への支援事例〉

① 地域で年金生活を送るAさん(60歳代)は、統 合失調症 (精神保健福祉手帳2級所持)で甲会活 動に精力的に参加していましたが、大腸ガンを患 い手術後人工肛門となりました。病気に対するシ ョックと退院後の単身生活への不安から精神状態 が悪化し、「居宅へ戻りたくない。養護老人ホー ムへ入所したい」と強く希望しました。本人と病 院関係者、甲子寮職員とで何度もケースカンファ レンスを実施し、一旦甲子寮へ入所して精神状態 の安定、生活状況の立て直しを図ることにしまし た。

入所後は、本人も安心し表情も和やかになって きました。甲子寮の施設機能を活かし、服薬管理 で精神面の安定、日常生活動作の確立(とくに人 工肛門使用法) や経済面の組み立てを行い、本人 の努力もあり約1か月後無事甲子寮を退所し、希 望通り養護老人ホームに入所しました。

その後、養護老人ホームを訪問し本人と面会し たところ、本人の表情は明るく「自分より高齢の 方が多く、いろいろ勉強になる話が聞けて楽しい。 よい施設に入れてもらった」と話していました。

② 地域で年金生活を送るBさん(70歳代)は、見

当識障害がありますが、単身で生活をしていまし た。地域の郵便局から、最近会話が成り立たず何 度も通帳を紛失するため、地域包括支援センター に連絡が入り、甲子寮も関わるようになりました。

そのときは、健康的な生活を送っていた様子は なく、コミュニケーションが困難で既往症や現在 の疾病についての聞き取りができず、介護保険の 申請を行うにもかかりつけ医がなく、在宅サービ スが利用できない状況でした。甲子寮に一時入所 し、生活の支援により精神の安定を図り、その間 に地域包括支援センターで次の生活の場を探し、 短期間で無事グループホームへの入所に至りまし

Bさんの支援には、地域包括支援センターをは じめ、区役所の精神保健福祉士、精神科医の出張 相談、パーソナルサポート事業等地域の関係機関 との連携が図られました。地域に住む精神障害の 方への支援には、地域との連携が不可欠です。い つでも支援できるという関係作りと備えが必要で あることを実感しています。

甲会会員であっても、例会や行事に一度も参加し ない方がいます。理由を尋ねると「甲会の会員であ るということだけで安心するから」との返答があり ました。この気持ちを大切に受け止め、これからも 地域で暮らす精神障害者への支援に、微力ながらも 使命感を持って取り組んでいきたいと思います。

インフォメーション(1)

「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針(案)」について

平成25年3月5日(火に開催された、平成24年度第4回全救協・理事会において、「救護施設が取り組む生 活困窮者支援の行動指針(案)」について決定いたしました。

本紙7~11頁に掲載された、第37回全国救護施設研究協議大会の基調報告にもあるとおり、全救協では、 救護施設において、利用者への支援にとどまらず、地域の生活困窮者への支援を拡充させていくために、特 別委員会を設置し、支援あり方等に関する検討を進めてきました。その結果、救護施設の機能・役割を生か した支援事業等や各事業等の実施に向けた目標値(平成27年度における実施率)を示した「行動指針(案)| をとりまとめました。

別途、全救協の会員施設に「行動指針(案)」をお送りしておりますが、平成25年度全救協総会(平成25 年4月22日開催)にて協議を行いますので、会員施設におかれましては、予め内容をご精読いただきますよう、 お願いいたします。

News Report

平成25年

1_A~3_A

活動日誌

1月

1月15日(火) (第3回) 災害対応マニュアル策定作業委員会(於:全社協)

1月25日(金) (第2回)制度・予算対策委員会(於:商工会館)

2月

2月5日(火) (第5回)調査・研究・研修委員会(於:全社協)

(第4回) 救護施設における生活困窮者支援に関する特別委員会(於:全社協)

2月8日(金) (第4回) 災害対応マニュアル策定作業委員会(於:全社協)

2月21日(木) (第2回)総務・財政・広報委員会(於:全社協)

3月

3月5日(火) (第4回) 理事会(於:全社協)

インフォメーション2

平成25年度 全国救護施設協議会主催の研修会等の予定

平成25年度における全国救護施設協議会の総会・大会・研修会については、下記の予定となっております。 いずれも、会員施設宛てに、別途文書にて開催のご案内をいたします。

○総 会

日時:4月22日(月) 会場:東京都 全社協・5階会議室

○経営者・施設長会議

日時:4月22日(月)~23日(火) 会場:東京都 全社協・5階会議室

○第37回全国救護施設研究協議大会

日時:10月3日(木)~4日(金) 会場:兵庫県 神戸ポートピアホテル

○救護施設福祉サービス研修会

日時:11月5日(火)~6日(水) 会場:東京都 全社協・5階会議室

平成25年3月28日 発行 発行人●大西豊美 編集人●本田英孝 発行●全国救護施設協議会 〈全国救護施設協議会·事務局〉

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内 TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428 http://www.zenkyukyo.gr.jp